

## 「県政タウンミーティング」会議録

テーマ 「子どもを性被害から守るための条例（仮称）骨子（案）について」

日 時 平成28年4月9日（土） 午後1時30分から4時10分まで

場 所 長野県庁 講堂（長野市）

### 目 次

1 開会	・・・	P 2
2 意見交換	・・・	P 2
3 知事総括	・・・	P 50
4 閉会	・・・	P 52

進行役 長野県こども・若者担当部長 轟 寛逸

実情報告者 子どもの心身共に健康な成長を願う親の会 代表 野見山ナオミ氏

## 1 開 会

### 【広報県民課長 藤森茂晴】

皆様、お待たせいたしました。本日は土曜日にもかかわらず、大勢の方にお集まりいただき、まことにありがとうございます。

ただいまから「県政タウンミーティング」を開催いたします。意見交換までの進行を務めます、私は長野県広報県民課長の藤森茂晴と申します。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日の県政タウンミーティングは、県が2月県議会の議論を踏まえて必要な見直しを行って、3月25日に公表いたしました「子どもを性被害から守るための条例（仮称）骨子（案）」をテーマとしております。この条例骨子案、特に処罰規定の考えなどを説明しながら、県民の皆様との率直な意見交換を行いたいと思います。限られた時間ではございますが、この問題についてともに考え、理解を深める機会にしたいと思っております。

それでは、これからおおむね3時半までの予定で意見交換に入っております。本日の意見交換の内容は、お名前などの個人情報を除きまして、後日、県のホームページで公開させていただきますので、ご承知ください。

また、本日の取材の関係で報道各社も多数おられます。大変恐縮ですが、参加者の皆様の中で、取材の映像に映ってしまうということについて支障のある方ございましたら、その場で挙手いただきますようお願いいたします。よろしいですか。

それでは、これから先の意見交換の進行は、県のこども・若者担当部長の轟寛逸が務めますので、よろしく願いします。それでは、轟部長、お願いいたします。

## 2 意見交換

### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

県のこども・若者担当部長の轟寛逸でございます。ここから後の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは初めに、阿部守一知事からごあいさつを申し上げたいと思います。

### 【長野県知事 阿部守一】

皆さん、こんにちは。今日は大変お忙しい中、そして本当に天気がよくて行楽日和の中、大勢の皆さんにこの県政タウンミーティング、お集まりいただきましたこと、まずは御礼申し上げたいと思います。

今、こんにちはということで、あそこで手話通訳していただいていますけれども、長野県は手話言語条例を制定をさせていただきました。ちょっと今日のテーマとは直接関

係ありませんけれども、全ての皆様方、県民の皆様方が安心して暮らせる長野県をつくっていくというために、特に聾者の皆さん、手話に頼られているコミュニケーションの手段として使われている方がいらっしゃいます。こうした皆様方も一緒になって地域社会をつくっていきましょうということで、これまでも手話通訳、県の大きな催しでは必ずつけさせていただいてまいりましたが、今回、私ども手話言語条例を作りましたので、ぜひ、県民の皆様方にも手話について理解を深め、そして少し、あいさつでも構いませんので、できるように取り組んでいただきたいというふうに思っています。ちょっと冒頭、申し上げておきたいと思います。

今日のテーマは「子どもを性被害から守るための条例（仮称）骨子（案）」についての意見交換会ということであり、これも約3年前から検討を重ねてきたわけであり、すけれども、長野県は青少年の健全育成、青少年の保護育成、これは県民運動で取り組んでいこうということで、長い間、他県がいわゆる青少年健全育成条例、あるいは保護育成条例、こうした条例を持って取り組んできた中で、唯一、そうした条例を持たずに取り組んできた県であります。

このことは、私は県民の皆様方が協力し合って子どもたちを守っていきましょうという、大変すばらしい取組であるというふうに思っています。ただ、インターネットの普及や携帯電話、あるいはスマートフォン、こうしたものがどんどん広がって行って子どもたちの日常生活に入り込んでくる中で、これまでと同じような子どもたちを守るための取組でいいのかということを経験してきたわけであり、これをこれまで検討してきたわけであり、

平成25年の5月に「子どもを性被害等から守る専門委員会」を設置して、この子どもを性被害から守るための取組に関する検討を始め、そしてこれまでもこの条例以外の分野、県民運動の活性化であったり、あるいはインターネットの適正利用の推進であったり、こうしたことは進めてまいりました。ただ、この条例をつくるかどうかということについては、私自身も慎重に検討すべき課題だというふうに位置づけて、これまでほかの分野については、ある意味、先行させて取り組んできていますけれども、この条例については慎重な検討、プロセスを踏んでこさせていただいているところであります。

私とすれば、まず罰則付きの規制を設けるかどうか、このことについては、私は二つの課題があるというふうに考えておりました。一つは法的な論点、これはいわゆる他県の淫行をするということを罰する条例について、さまざま議論があり得るところであり、これは一応、最高裁判決で、淫行するの解釈については確定しているわけであり、すけれども、しかしながら、反対意見が裁判官の中からはついているということも踏まえて、私どもの今回お示ししている条例骨子案の表現は、最高裁で、ある意味確定をしているといっても差し支えないと思いますけれども、淫行するというものの解釈により厳刑をかけ、そして明確化したものとなっています。またそこは後ほどご説明させていただくことになると思います。

それからもう1点は、冒頭申し上げたように、長い間、県民の皆様方の力で子どもたちを守ろうと取り組んできた長野県であります。そういう意味では、この条例をつくっていく、特に規制を設けて対応していくということについては、県民の皆様方がどうお考えになるかということも、他方で重要だというふうに思っております。

これは昨年から、いわゆる専門家の皆様方につくっていただきました条例モデルを基本として、県民の皆様方と意見交換をさせてきていただいていたわけでありますけれども、条例について慎重、あるいは反対という意見の方もいらっしゃいました。しかしながら、私ども意見交換をさせていただいたところ、大半の方は条例について賛成をいただけているという状況がありました。

こうしたことを踏まえて、私どもとしては2月の県議会の前に県としてのこの条例についての基本的な方針というものを定めて、やはり条例制定必要だというふうに考えたわけであります。そして今回、皆様方にお示ししている「子どもを性被害から守るための条例（仮称）骨子（案）」、これを取りまとめて、現在パブリックコメント、県民の皆様方からのご意見を伺っているところであります。

そういう中で、今回、こういう形でタウンミーティング、開催させていただいたわけでありますけれども、インターネット等におきましても、通常の条例のパブリックコメントとは異なって、例えばこれまでの経過でありますとか、あるいは、特に罰則についての私どもの考え方、想定問答的な形式になっておりますけれども、そういうものも丁寧にお示しをさせていただく中で、今、県民の皆様方の意見を伺っているところでございます。

私はこういう中で、ぜひ県民の皆様方と直接対話をする必要があるだろうということで、今日、こういう形でタウンミーティング、開催をさせていただきました。明日は伊那で開催をする予定でありますけれども。私はやはり、今日お集まりになられている皆様方も含めて、全ての県民の皆様方が子どもたちの健全な成長、一人としてそれを是としない方はいらっしゃらないと思います。全ての皆様方がやはり子どもたちが本当に希望を持ち、そして安心して暮らせる長野県をつくっていこうと、この思いについては全ての方が同じだというふうに思っています。それを実現する上でどういうことが必要なのかということで、今回、私ども今回の条例骨子案を取りまとめさせていただきましたので、ぜひ私どもの考えをお聞き取りいただいて、子どもたちのために前向きな対話をする場とさせていただきたいというふうに思っています。

今日は、私もこの課題に取り組む始めてから本当に子どもたちの状況、性被害の状況、深刻なものがあるなというふうにも実感をしております。そういう、何というか、これ非常にデリケートな問題であるだけに、例えば具体的なケースが世の中につまびらかにならないことが多いわけであります。今日は「子どもの心身共に健康な成長を願う親の会」代表の野見山ナオミ様に、後ほど、現場で相談等を行っていただいている立場から、子どもの性被害の実情についてもお話をいただこうというふうに考えております。

ぜひ現状、あるいは問題意識を皆さんと共有させていただいた上で、一緒になって本当に子どもたちのための長野県政、進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひ率直な、そして前向きな意見交換の場になりますことを心から願ひて、私の冒頭のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

それでは、意見交換に先立ちまして、本日のテーマでございます「子どもを性被害から守るための条例（仮称）」でございますが、その骨子案につきまして、骨子としてお示しいたしました条例の組み立ての本質的な考え方でございますとか、また、これまでの議論をどのように整理し骨子案に反映させてあるのかといったポイントで、県の次世代サポート課の青木課長から説明をさせていただきます。

#### 【次世代サポート課長 青木隆】

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、県の次世代サポート課長の青木隆と申します。皆さんのお手元に、配付資料一覧にございますように、資料1から資料5まで配布させていただいております。資料1をまずごらんいただきたいと思います。

2月12日に、ここにごございます条例（仮称）骨子（案）をお示ししまして、2月県議会の議論を踏まえまして、一部修正の上、3月25日に見直した骨子案をお示しさせていただきました。現在、知事のごあいさつにもございましたが、パブリックコメントを4月25日まで実施している最中でございます。

では、骨子案をご説明させていただきます。1、目的といたしまして、この条例は、子どもを性被害から守るための施策に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援に関する基本的施策、及び必要な規制を定めることによりまして、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例、これと相まって、子どもを性被害から守るための施策を総合的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、健やかな成長を支援する、こういったことを目的とするものでございます。

2の定義といたしまして、（1）子どもとしまして、この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいっております。また（2）性被害といたしまして、この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精神的被害をいうということで、アからカにございますように、幅広いものを性被害の定義の中に含めているところでございます。支援すべき子どもを広くするというので、このように幅広いものを性被害と定義づけております。

（3）保護者、（4）学校等につきましてはごらんのとおりでございます。

今回見直した中で、（5）県民運動というものを追加させていただきました。この条

例において「県民運動」とは、全ての子どもが、自尊感情及び自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚できるように支援するとともに、子どもの健やかな成長を阻害する要因を除去し、安全で安心して暮らすことができる社会環境を整備することなどを通じて、あくまでも、子どもを性被害から守るため、この目的のために、家庭、学校等、事業者、地域及び行政が相互に連携協力し、一体的に実施する取組、今回、このように県民運動を定義させていただきました。

3、基本理念といたしましては、子どもを性被害から守るための施策は、次に掲げる事項を基本として行うということで、2つ掲げてございます。子どもは、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識、性やインターネットに関する知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在であると。

(2)として、子どもを性被害から守るための取組は、県、市町村、学校等、事業者、県民等が主体的かつ自主的に取り組むとともに、あわせて県民運動として推進されるべきものであること、これを基本理念とさせていただきます。

4として、子どもを性被害から守るための取組に関係する者の責務・役割等ということで、まず初めに県の責務、役割として2つ、アとイと定めてございます。県は、子どもを性被害から守るための県民かつ自主的な取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施すると。またイとして、県は、施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、学校等、医療機関、福祉団体その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする、この2つを掲げてございます。

また(2)保護者、(3)学校等、責務を定めておりますけれども、学校等につきましては、学校等は子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするため、子どもを性被害から守るための人権教育、またここで性教育並びに情報モラルに関する教育を行うよう努めるということで、ここに性教育という文言も入れさせていただきます。

その下(4)事業者、(5)県民、それぞれ責務等を定めています。これについてはごらんのとおりでございます。

5の基本的施策といたしまして、(1)性被害の予防に関する施策ということで、3ページにまいりまして、まずア、人権教育・性教育の充実ということで、(ア)と(イ)と2つ定めてございます。

(ア)は、県は、子どもを性被害から守るために教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援により、学校等における人権教育及び性教育の充実ということで、学校等における人権教育、性教育のことをここで記載してございます。

(イ)として、県は、子どもを性被害から守るために、団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣その他の必要な支援により、地域における子ども、ご保護者及び県民に対する人権教育及び性教育の充実を図るということで、地域

における人権教育、性教育の充実を規定してございます。

同様にイとして、インターネットの適正利用の推進ということで、(ア)が人権教育、性教育と同様に、学校等における情報モラルに関する教育の充実等、(イ)は地域における同様なものを定めているところでございます。また(ウ)として、県は、子どもを性被害から守るために情報通信事業者等との連携により、子どものインターネットの適正利用を推進する取組を行うということを加えております。

ウとして、相談体制及び居場所の整備ということで、県は、子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制を充実するとともに、子どもが安心して過ごすことができる居場所の整備を促進するということを規定してございます。

エとして、県民運動の推進等に関する施策ということで、県は、時代の変化に対応した県民運動の推進を図るため、県民運動を担う人材の育成、県民・事業者等の県民運動への参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村・団体等に対する研修その他の必要な支援を講ずるということで、先ほど申し上げました定義で県民運動を加えたということで、ここについても少し文言を整理させていただいております。

その下(2)性被害を受けた子どもの支援に関する施策ということで、アとして、支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるということで、現在7月、今年7月を目途にワンストップ支援センターの開設の準備を進めておりますが、そのことについて記載してございます。イとして、県は、性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるということを記載してございます。

(3)啓発活動として、県は市町村と連携し、広報その他、必要な啓発活動を行うという記事を記載してございます。

6、子どもの性被害に関する行為の規制ということで、まず(1)基本的な考え方として2つ記載してございます。

アとして、大人が真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないということで、大人の責任の明記をさせていただいております。イとして、条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するということで、まず濫用防止規定をここに置いております。あわせて、子どもの最善の利益を尊重しなければならないということでございます。以下、具体的な規制項目を記載してございます。

(2)威迫等による性行為等の禁止ということで、アとして、何人も子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。これにつきましてはその下(4)罰則のアが対応いたしまして、この子どもに対し威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつな行為を行った場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科するものとするということで、地方自治法条認められました最も重い罰則をここに科するとして

いるところがございますけれども、この罰則の程度につきましては、長野県を除く46都道府県中、37都道府県が同様の2年以下の懲役又は100万円以下の罰金というものを科しているところがございます。罰則の程度としては、多くの県がそのようなものを科しているということがございます。

また(2)のイに戻っていただきまして、イ・ウは何人も子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならない。ウは、何人も子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えるはならない。このイ、ウにつきましては、行ってはいけない行為ということを掲げてはいるわけがございますけれども、罰則については付さないということがございます。

(3)深夜外出の制限ですが、アは、保護者は通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜、これは午後11時から翌日の午前4時までの時間をいいますが、深夜に子どもを外出させないよう努めなければならないという、まず保護者の努力義務を科しております。その下、イでございますが、何人も、保護者の委託を受け又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならないものとする。これに対しましては、(4)の罰則のイが対応いたしまして、これに反した場合は30万円以下の罰金を科するという罰則を科しております。

(3)に戻っていただきまして、ウ、エにつきましては、深夜に営業を行う者、それから一般の県民の方に対する努力義務ということで、子どもに帰宅を促すよう努めなければならないという、これもウ、エについては努力義務とさせていただいているところがございます。

それから(4)罰則のウでございますけれども、当該子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができないと。それからエにつきましては、この条例に違反した者が子どもであるときは、当該子どもについては罰則は適用しないと、この条例はあくまでも子どもを性被害から守ることを目的としたものでございますので、違反者が子どもであるときは教育等で対応すると。罰則は付さないということがございます。

以上、ざっとご説明いたしました。資料2をちょっとごらんいただきたいと思います。

イメージ図ということで、ただいまご説明申し上げました条例の骨子案と、長野県を除く46都道府県がいわゆる青少年保護育成条例を定めておりますけれども、その違いをイメージ図ということで比較させていただいております。

黄色い部分が他県の条例で規定しているものでございまして、他県の条例は左上にございますように、青少年の有害環境の排除、左の端の上のほうでございますけれども、これを目的として条例を制定しているところがございます。

規制項目例として、有害文書図画等の販売等制限、罰則ありから、ずっと下の、真ん中よりちょっと下でございますが、点線の上まで、インターネット上の有害情報に係る規制まで、幅広い規制項目を設けております。

また点線の下ですが、性行為、わいせつな行為の禁止ですとか深夜外出の制限、これについてももちろん他県の条例では規制項目、罰則付きであるわけでございます。

それで薄いブルーが今、ご説明申し上げました本県の条例骨子案での規定でございますけれども、左の端の下にございますように、本県の条例骨子案の目的はあくまでも子どもの性被害の防止、これに目的を特化しております。それで薄いブルーの部分でございますが、まず性行為、わいせつな行為の禁止は、先ほど申し上げましたように、威迫等による性行為等の禁止、それから深夜外出の制限につきましても、一部、罰則付きであるわけでございますが、右下にございますように、予防、これにつきましては人権教育、性教育の充実ですとか県民運動の推進等が記載してあるわけでございます。また右端にありますように被害者支援、これについても先ほどもご説明申し上げましたように、条例の中で規定しているわけでございます。また、一番下にございますように啓発活動、こういったものももろもろ条例骨子案の中を含めまして、あくまでも子どもを性被害から守るための条例とさせていただきます。

それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。今回、罰則を科すということにしております「威迫等による性行為等の禁止」の規定につきまして、これまで県民の皆様、それから一部マスコミの方からもいただいたご質問等につきまして、県の考え方を質疑形式でまとめさせていただきました。全部で6問ございます。これについて簡単にご説明させていただきます。

まずQ1として、「条例で一定の性行為を規制しなくても、既存法令で対処できるのではないですか」というご質問をいただくこともございますけれども、ここにありますように、既存法令でいえば、刑法の強姦罪、強制わいせつ罪や児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法などがあるわけでございます。これは国の法律であるわけでございますが、これらの構成要件、構成要件というのはどういった行為が処罰対象になるかといったものでございますけれども、①として、13歳以上の女子に対する強姦罪は、暴行又は脅迫を用いて姦淫することが必要。②として、同じく13歳以上の男女に対する強制わいせつ罪は、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をすることが必要と。13歳未満の者については、一番下にございますように、これについては、13歳未満の者については、この暴行又は脅迫等がなくても、もう一律に構成要件に該当してくるというようなことになってまいります。

それから③児童買春の罪は被害者の年齢を18歳未満であると知っていること、また性行為等の前に金品等の供与、又はその約束があること、この2つの要件が必要とされているところでございます。また④児童福祉法の淫行をさせる行為の罪は行為者が、被害者の年齢を18歳未満であると知っていること、及び行為者と被害者との間に事実上の影

響力があることの2つ、この2つが要件とされているというところでございます。

その下にありますように、強姦罪、強制わいせつ罪の暴行・脅迫については、通説・判例では、反抗を著しく困難にする程度のものが必要とされております。また児童福祉法の事実上の影響力の例といたしましては、部活動をしている児童がその部活動の顧問の言うことを聞かないとレギュラーメンバーから外されてしまうことから、その顧問の性行為の求めに応じた場合、こういったことが例として考えられるところでございます。

それから児童買春法の関係でございますが、金品等の供与の約束がなく、また児童福祉法の関係では、大人が子どもに対して事実上の影響力を有すると認められない場合等は対象にならないということで、今回、お示ししました条例骨子案で処罰対象としております威迫、欺き、困惑は、そうした既存法令による規制では対処できない行為を対象とするものでございます。

それから2ページにまいりまして、Q2でございます。「困惑の乗じて行われる性行為を処罰対象とすることは問題ないのでしょうか」というご質問もいただいております。

まず「困惑」という用語ですが、売春防止法等、罰則の対象となる行為の構成要件として多くの法律で、現在、使用されているところでございます。2つ目の点でございますが、「困惑に乗じて」は、困惑状態を作為的に作り出した場合だけではなく、既に困惑状態にある子どもを対象にそれにつけ込んで性行為等を行う状況でございます。

一方、条例モデル検討会、これは条例骨子案のもととなった条例モデルを検討した検討会でございますけれども、この場で法律の専門家による議論におきましても、こういったことにつけ込んだ場合も処罰の対象とすべきであるといった議論もなされております。また、本日資料5としてお示ししております、条例に関する基本的な方針を決定した2月1日の部局長会議でも、県警本部長からも「警察捜査は具体的な事案に即して、法令と証拠に基づいて行うと、また仮に条例が制定された場合は、「条例の趣旨を尊重し適切に運用してまいりたい」といった発言があったところでございます。

以上のことから、「困惑に乗じて」行われる性行為を処罰対象とするということは、拡張解釈されて対応される心配はないものと、県では考えているところでございます。

それからQ3「条例は「真摯な恋愛」に立ち入るものではないのでしょうか」というご質問でございますが。

条例骨子案では、まず大人の責任というものをここに記載しているような形で規定しているわけでございますが、これはあくまでも基本的な考えを示しておりますけれども、この規定、大人の責任というのは、具体的な処罰対象行為を示したのではなく、罰則も付しているものではございません。

本県では、罪刑法定主義の観点から処罰対象となる行為、先ほど申し上げました構成要件でございますが、これをより明確かつ具体的に定めております。また下にございま

す最高裁判決で示された「淫行」、この解釈よりも、性行為等に至るまでの大人の側が用いた手段が明らかに不当になる場合に限るとしているところでございます。

最高裁判決ということで、昭和60年10月23日に「淫行」とはということで2つ、第1類型、第2類型という解釈が示されているところでございますけれども。具体的には、ここにあります最高裁判決が示した淫行の第1類型、「誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性行為については、3ページにまいります、まず「誘惑」・「等」、それから「その心身の未成熟に乗じた」というものは拡大解釈を招くおそれがあるということで、こういった文言は使用しておりません。それで条例骨子案では、他の罰則を伴う法律において既に使用され、問題なく運用されております「威迫」「欺き」「困惑」による性行為等に限定しているところでございます。

よって、条例骨子案で示した処罰規定では、「真摯な恋愛」の有無を問うものではなく、18歳未満の子どもに対して「威迫」「欺き」「困惑」又は「困惑に乗じて」行う性行為等を、社会的非難を受けるべき行為として処罰対象としているところでございます。

また先ほども申し上げました骨子案では、「国民の権利を不当に侵害しないように留意する」という濫用防止規定を盛り込みまして、さらに条例の運用面においては、県警本部長の発言にもございましたが、捜査における十分な配慮を行うこととしているところでございます。

Q4でございます。「威迫」「欺き」「困惑」とはどのようなことをいうのでしょうか」ということで、「威迫」とは、暴行、脅迫に至らない程度の言語、動作、態度等により、心理的威圧を加え、相手方に不安の念を抱かせることをいいますということで、「威迫」については公職選挙法等で既に用いられている表現でございます。また「欺き」とは、嘘を言って相手方を錯誤に陥らせ、又は真実を隠して錯誤に陥らせる行為をいいます。「欺き」につきましても売春防止法等、既存の法律で用いられている表現でございます。

また「困惑」とは、困り戸惑い、どうしてよいかわからなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいいますということで、これについても既存の法令で用いられている表現でございます。

Q5として「威迫」「欺き」「困惑」による性行為等とは具体的にはどんな事例をいうのでしょうか」ということで、本県が関係機関からの聞き取りなどによりまして整理した。他都道府県における淫行処罰規定の検挙事例をここにお示したところでございます。

「威迫」の事例といたしましては、少女に、「誰もいないところに2人でのいるんだから、やることは一つだ。助けを求めても誰も来ないぞ。」等と威迫し、車内で性交した。また少女に、「俺は入れ墨を入れている。俺は恐いんだ。」等と威圧し、車内で性交した。こういった事例が考えられるところでございます。

4 ページにまいりまして、「欺き」の事例といたしましては、インターネットで知り合った少女に、自身が芸能人であると偽って興味を持たせ、性交した。運動部顧問が、運動部員の少女に「マッサージをしてやる。」と欺き、マッサージ機を陰部に押し当てた等がございます。

それから「困惑」の事例といたしましては、少女に「ドライブに行こう。」と誘い、山中に連れて行き、「ここで車を降りるか、付き合うか選んで。」等と言って困惑させて、車内で性交した。また少女に、その少女の性交場面を録画したビデオを他に売却する旨告げるなどして困惑させ、ホテルで性交した、このような事例があるわけでございます。

最後にQ6といたしまして、「冤罪が生じるという懸念が指摘されていますが、これまでに他県で青少年保護育成条例の淫行処罰規定違反が争われ、無罪となった事案はあるのでしょうか」ということでございます。

本県では、他県のいわゆる青少年保護育成条例に規定される「淫行」に係る最高裁判例よりも、先ほどもご説明しましたが、規制対象行為を限定しております。条例モデル検討会の際に調べたところで、他県条例の「淫行」処罰規定違反が争われたものとして、平成19年に名古屋簡易裁判所で無罪判決というものが1件ございました。

当該事案の概要は、ここにありますように、31歳の飲食店副店長だった行為者が、高校生でアルバイトの17歳の女の子と性行為等に至ったというものでございます。

行為者は職務上、A子が17歳であることを知っていたと、また児童も行為者に妻と子供がいることを知っていた。こういう状況の中で、行為者、A子のいずれも結婚することは考えておらず、行為者はA子に対して妻と離婚するつもりはない旨、告げていたという状況でございます。また、行為者は性行為の対価として金銭を渡したこともなく、A子を騙して性行為に至ったという事実もなかったという事案でございます。

行為者は愛知県青少年保護育成条例違反の罪に問われた裁判で、行為者の行為は淫行に当たらないとして無罪判決が出たというものでございます。ここにありますように、愛知県青少年保護育成条例は、「何人も、青少年に対して、いん行」ということで、淫行処罰規定を愛知県では使っているわけでございます。

この判例は最高裁判決による第2類型、「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交か否か」、あるであるか否かという解釈が争われたものでございます。

5 ページにまいりまして、条例モデル検討会、モデルを骨子案の前につくったわけでございますけれども、このモデル検討会で、第2類型は構成要件の明確性に疑問があり、採用しないとされたことから、条例骨子案で示した処罰対象に無罪となった第2類型の行為、これは盛り込んでおりません。

なお無罪判決、この名古屋簡易裁判所で無罪判決が刑事事件では出たわけでございますが、この無罪判決を受けて行為者は、国家賠償法に基づいて、国・県に賠償請求を行

ったわけですが、このほうは1審の名古屋地裁は損害賠償責任を認めましたが、控訴審の名古屋高裁では棄却されたという状況でございます。ですから、刑事事件としては無罪判決になったわけですが、国家賠償法に基づく賠償請求では覆ったような状況でございます。概要については一番下には書いておりでございます。

以上、Q&Aという形で、県民の皆さん、それから一部のマスコミの方から疑問が出された点につきまして、県としての考えをお示ししたところでございます。

それから、資料4につきましては今までの経過ということで、知事のあいさつの中にもございました。子どもを性被害から守るための取組の経過ですとか、それ以前の青少年健全育成の取組の状況などを記してございます。

また資料5につきましては、県民のモデルをもとに、県民の皆さんと意見交換をした結果を受けて、この2月1日に条例を県として制定すると判断した基本的な方針というものをお示ししてございます。これにつきましては、ちょっと時間の関係上、説明は省略させていただきますが、この後のまた意見交換の場でも、場合によってはこれに触れながら意見交換をさせていただきたいと思っております。

私からのご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

#### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ただいまご説明申し上げましたが、質問等ございましたら、後ほどの意見交換の中で質問していただきながら、理解を深めていただければ幸いです。

続きまして、事例の発表を行っていただきたいと思っております。この条例を議論してきた背景には、見過ごすことのできない子どもの性被害の実態がございます。本日は、日ごろ子どもの支援に携わっていらっしゃる、野見山ナオミさんにお越しいただいております。こちらのほうへお願いたします。

野見山ナオミさんをご紹介したいと思っておりますが、野見山さんは「子どもの心身共に健康な成長を願う親の会」の代表といたしまして、自尊感情を育む手助けとなるような講演会、勉強会を主催されております。

また、子ども時代の性被害につきまして大人から相談されることも多い中で、大学で学んだ心理学の知識でございますとか、産業カウンセラーの資格を生かして子どもの性被害、デートDV、あるいは家庭におけるDV、親子関係のカウンセリングを行うなど幅広く活動されていらっしゃいます。

本日は日ごろ、野見山さんが現場で体験している子どもの性被害の実情、性被害が及ぼす影響等につきまして、皆様にお話いただくためにお越しいただきました。

野見山さん、どうぞよろしくお願いたします。

## 【野見山ナオミ氏】

ご紹介をいただきました野見山でございます。本日は私が会の主催者としてお聞きしている、県内在住の10代から70代という幅広い年齢層の方々から教えていただいた性被害の実情と、その後の人生に及ぼす影響につきまして、少しお話をさせていただきます。内容はお聞きしている中の幾つかのケースを複合とした3例とさせていただきます。どの方も子どものころに遭われた性被害のことで、程度の差はありますが、何らかの生きにくさを抱えながら、前を向いて毎日を生きていらっしゃいます。

お手もとの参考資料は、家に帰られてからにでもご覧いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、お話をさせていただくことについて、当事者の方たちからお許しをいただくため連絡をしたところ、私たちは何十年たっても、いまだに誰かに相談したことを相手に知られたら、相手から報復があるのではないかと恐怖におびえながら暮らしている。それに、世間に知られることで好奇の目にさらされるのではないかとと思うと耐えられない。だから私たちは表には出られない。「野見山さんよろしくね」とおっしゃっていただきました。本日は代弁者としてお話をさせていただきます。

まずAさんです。被害に遭われた当時は中学生です。相手は塾の講師です。

父方の祖母、おば等からの母に対するいじめとも思える言動を見聞きし、その母をかばうことができない父という家庭で育った方です。どちらかという裕福なご家庭だったそうです。勉強を頑張れば父母が仲良くなって、家の中がまとまるかもしれないという思いから、学校では優等生、ひたすら頑張って勉強をしていたそうです。ですので、家でも学校でも息が抜けず、唯一、ほっとできる空間が塾だったそうです。

塾の先生は、Aさんの頑張りを褒め励ましてくれる、奥さんも子どももいるけれど、やさしい年の離れたお兄さんの存在だったので、家の中の冷たい関係について相談をしていたそうです。寂しい気持ちを受けとめ、真剣に話を聞いてくれるやさしい大人、そんな感じで甘えていたのだろうと振り返られています。

最初は相談に乗ってくれるやさしい先生で済んでいたところが、相談を重ねるうちに次第にAさんの肩に手をかける、肩を抱く、抱きしめるというようにその先生の行動がエスカレートしていきます。気がついたら何となくキスをされていた。それから次の行動に、Aさんの中ではやさしいお兄さんの、信頼できる先生だったはずなのに、何が起きているんだろう、どうしたらいいんだろう、先生、結婚しているよね、子どももいるのに、これっていいのかなという混乱した気持ちと同時に、嫌だと言ったらもう話を聞いてもらえなくなるのかな、唯一頼りにしていた人を失ってしまうのかな、このままにしていたほうがいいのかな、先生のこと好きだと、自分に言い聞かせて先生に従ったそうです。

一度、そういう関係になると、会うときにはいつも体の関係を求められます。先生はこんなこと親御さんに知られたら大変なことになるね、僕も困るよ、Aさんのことが好

きだよとも言われ、Aさんも親に知られたらますます家族の関係は悪くなる。学校に知られたら目指している高校に行かれなくなるかとも思い、断ることができず、先生との関係を続けたのだそうです。

目指していた高校には入学できたけれど、そのころからうつ症状が出始め、成績は落ち、リストカットなどの自傷行為が始まったそうです。先生は当初より、いずれ妻子と別れてAさんと結婚したいと言っていたそうですが、一向に離婚の気配がないため、Aさんは、先生は本当は自分と結婚するつもりはなく、自分はだまされているのではないかと思い始め、自分自身も本当に先生を好きだったのかな、擬似恋愛だったのではないのかなという思いや、先生の奥さんや子どもに申しわけない、何ということをしてしまったんだ、どうして断れなかったんだろうと、不信と自責の念にかられパニックになったそうです。

それからAさんから連絡をとらなくなり、先生からも連絡はなく自然に関係は解消されていきました。Aさんはうつ、自傷行為、パニック障害を抱え、後に境界性のパーソナリティ障害という診断名がついて、定期的に精神科受診をし内服もしています。先生に従ってしまった自分が悪いという自責が非常に強く、また信頼していた先生から裏切られたという思いから、なかなか人を信頼することができません。唯一のよりどころである勉強は頑張ったので、難関大学を卒業し、就職もし、結婚もしてみたけれど、今度は夫が浮気をするのではないか、いつ裏切られるかわからないという不安の中で、相手から嫌われないように気を使い、ちょっと嫌な顔をされただけで、自分の全てが否定されたかのような絶望的な気持ち、見捨てられてしまうのではないかと不安が増大し、パニックになって物を壊したり自傷行為をしてしまいます。安心な人間関係を築くことができません。先生との関係を断ってから、既にもう何年も経過しているのにです。

次にBさんです。不注意優位型の発達特性が疑われる方です。国公立の大学を卒業された知的にはとても高い方です。言われている単語はわかるけれど、文章になると何を言われているのか途中からわからなくなってしまうのだそうです。あれ、嫌だって言ったはずなのに、関係が進んでいったという状態だったそうです。

最初にお話を伺ったときには性被害の相談ではなく、ある一つの出来事についてだったのですが、お話を伺っているうちに、こういうことが何回かありましたと、子ども時代の性被害についてもお話をしてくれました。

Bさんも相手の言っていることを理解できなかった自分が悪いんです。ちゃんと断れなかった自分が悪いんですと言います。相手からも、Bさんもいって言ったじゃないか、俺が悪いんじゃないよねと言われていましたので、余計に自分を責める気持ちが刷り込まれていったのだらうかと思えます。うつ症状が強いときには、こんな自分は嫌だ、死にたいという気持ちが出てきてしまいます。

Bさんも医療受診をし、内服をしています。あなたが悪いのではないよ、あなたを尊重しない相手が悪いんだよということをお伝えしながら、Bさんの心の回復のお手伝い

をさせていただいています。

最近、気になることは、Bさんのような発達の特徴が疑われる子どもさんや大人の方、知的境界領域といわれるIQが71から84ぐらいを疑われる子どもや大人の方が被害に遭っているというケースです。相手のペースに巻き込まれてしまって、気がついたら思ってもいない事態に発展してしまっていたというケースです。この方たちは障害者手帳は取得することができないようなIQになります。

私たちの周りには、自分を基準にしたら見えてこない、気がつかない、生きにくさを抱えた人たちがいて、その方たちが性被害だけでなく、さまざまな被害に遭っている可能性があることを忘れてはいけないということを、Bさんを通して改めて気がつかせていただきました。

最後にCさんです。Cさんはさまざまな大人からいろいろな形で複数回被害に遭っています。最初の被害は幼少期です。家族からの加害行為だと思われます。と思われますというのは、Cさんは解離性同一性障害で、20人ぐらいの人格や幾つかのものが場面場面、必要に応じて出てきて対応しているんですが、最初の被害については、その事実を知っている人格が出てきたら、自ら命を断ってしまう危険性が高いということをご自身が確信しており、ある理由から今はまだ死ぬことはできないということ、その被害を知っている人格を、全ての人格を管理しているという主人格が寝かせてつけているという状態です。

解離性同一性障害とは、自分に抱えきれない事態が起きたときに、脳がその問題について肩代わりしてくれる人をつくり出してしまいう障害で、多くの場合、ある人格が出てきている間に経験した記憶を他の人格と共有していないそうです。自分自身を守るための防衛反応としてあらわれる症状なのだと、お話を聞かせていただきながら実感をしています。

Cさんはいろいろな大人から何度も被害に遭ってきています。中には学校の先生もいました。援助交際をしていたときの大人等もいます。男性と1対1で相対すると危険信号が点滅して、今まで表に出ていた人格から人形へと交代するのだそうです。そうすると思考が停止し、自分の体から抜け出したもう一人の自分が、天井からその様子を何の感情もなくただただ眺めて、行為が終わるのを待っているのだそうです。意識のスイッチを切ってしまうのだろうかと想像します。

援助交際をするのは男性への復讐をする人格で、手玉にとってやるという気持ちからだったそうです。でも、本当のCさんは心の奥底で苦しくて苦しくて仕方がないので、子ども時代は市販の薬物に依存をしたり、自傷行為をしたり、食べ吐きや拒食を繰り返していたのではないかと思います。大人になってからは、アルコール依存や体重やカリウム等の値が生存できるぎりぎりの数値になって、入院をするまでになってしまうほどの拒食、自傷行為はしょっちゅうです。自傷行為をする人格も、深く体を傷つけない人格と、命にかかわるほど深く切りつけてしまう人格もいます。そのようなけがをしたと

きには緊急受診をし、縫合してもらっています。Cさんの体は傷だけです。

半年に一回ぐらいは自殺未遂を繰り返していました。ご家族とも連絡を取り合っているので、お母様から多量服薬で意識不明です、首をつってこん睡状態のご連絡をいただき、そのたびに、なぜ被害者がこんな苦しい思いをしなくてはならないのか、加害行為をした人は、何事もなかったかのようにのうのうと生活をしているのかもしれないと、私は心から腹が立ち悲しく悔しい気持ちになります。

お見舞いに行くと、表に出ている対応してくれる人格さんが、「いや、首つっちゃったみたいなんです」と明るい表情で迎えてくれます。首にはくっきりと紐の跡があるので、Cさんは自分の感情がわからないとおっしゃいます。つらかったですねと言葉をかけると、つらいついてわからないとおっしゃいます。うれしい、楽しい、悲しい、悔しいという気持ちもなく、一番表しやすいはずの怒りの感情すら、出てきたと思うと霧のように散って消えてしまうのだそうです。感情もなく、痛みも感じず、味覚も嗅覚も麻痺し、晴れわたった真っ青な空でさえ、いつも1枚カーテンを引いた向こう側に見えるのだそうです。「いつも曇り空、感情や痛みがあつたら生きていけないでしょ」と、Cさんに言われました。

Cさんは心身も認知の理解度も発達過程であるのに、そのCさんをだまして言葉巧みに加害行為をした人たちにさえも怒りの感情は出てきません。私のほうが怒りをあらわにすると、フッと寂しそうに笑って、「私にかわって怒ってくれてありがとう、そんなに怒らないで」みたいなことをおっしゃいます。本当に悲しいです。

大人になってから精神科の主治医に、援助交際で男性を手玉にとって復讐していたというような話をしたときに、その行為も自傷行為だよと言われて、肩から力が抜けたそうです。生理的に受けつけられない、絶対、嫌なはずの男性との関係なのにどうしてそこにいつてしまうのか、復讐と言いながら、言い聞かせながら、けがらわしい自分なんかもっと汚れてしまえばいいという自分を傷つける行為なのだと、主治医が教えてくれて納得できたそうです。汚れた自分だからと、お風呂に入るたびに固形石鹸1個を使い切ってしまうまで体を洗い続けることがあるそうです。

子どもができたときにも、けがらわしい自分に授かった、できた子どもだというところから、自分のお腹を何度もたたいたり、走ったり、高いところから飛び降りたりして流産をさせてしまうような行動をとりました。結果として、それが原因かどうかはわかりませんが、流産という結果があったそうです。

Cさんには、いつか主人格が眠らせている人格が起きて自ら命を断ってしまわないようにと心の中で祈りながら、おばあちゃんになったときに、お茶でも飲みながら、あんなことがあったねと笑い合えるといいねと話しています。私の願いです。

今回、お話させていただいた3例は、子ども時代にさまざまな形で複数回被害に遭い、既に大人になっている方々です。行為障害から仕事につくこともできず、障害年金を受給しながら自分のお金で医療受診をし、時に入院も必要とされ、過去の事実を話したこ

とで加害行為をした人からの報復があるかもしれないと脅え、世間に知られたら自分も家族も好奇の目で見られるという怖さに脅えながら生活をしています。でも、回復したいという気持ちがあるから、生きようという気持ちが心の奥底にあるから医療受診をし、人とつながることを求めてくださるのだと信じています。被害者でありながら、そんな想像を絶する大変さを抱えながら生きている人たちが、現実にいることをどうか知っていただけたらと思います。

今まで性被害に遭った子どもが県内にいなかったわけではなく、声を挙げられなかった、そして、今も声を挙げられないでいるということなんです。性被害に遭うということは、後の人格形成、生活、人生にも深く影響を及ぼしてしまう重大な被害であることを当事者の方々から教えていただきました。相談できず、一人で抱えてしまう期間が長くなるほど、がん細胞のように内側に浸潤し、生活全般の生きにくさへと広がっていってしまいます。トラウマが深くなっていってしまいます。中には、被害後、早期に相談して下さった、当時、子どもといわれる年齢の方たちもいます。今でも時々、仕事について相談したいことがあると、未来に向かったお話を聞かせていただくことがあります。そんなときには本当にうれしい気持ちになりますし、その方が本来持っている力がいかにすばらしいものであるかを教えていただき感動しています。

身近にその人のつらさに寄り添い、あなたは悪くないよ、話してくれてありがとう、よく頑張ってきたねと寄り添ってくれた大人に出会えた人は、人との信頼関係の再構築や未来に向かって生きようとする自分を信じる力の回復が早いのではないかと感じています。

さまざまな年代の方からお話を伺わせていただきますが、共通していえることは、信頼してよいはずの大人から不信を植えつけられ、自分自身さえ信頼できなくなってしまったこと、一番大切な安心した人との関係という根幹を壊されてしまったことではないかと思います。次世代を担う子どもたちが安心して生きられるために、微力ではありますが、これからもできることをやっていきたいと思っています。

本日は実態、被害後の影響について聞いてくださいまして、ありがとうございました。

#### **【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

野見山さん、ありがとうございました。大変深刻な性被害の実態、あるいは被害を受けられた方の傷の深さにつきまして、おそらく報告されること自体がおつらい内容だったかなというふうに思います。本当にありがとうございました。

それでは、この後、意見交換に移らせていただきますので、知事には中央のほうに移動をお願いいたします。

それでは、この後の意見交換の進行をさせていただきます。本日はできるだけたくさんの方にどんどん発言をしていただきたいというふうに思います。ただ、これまでの議

論の中で最も重要なポイントといたしましては、処罰規定を置くことの是非に論点が集約されているかというふうに思います。条例骨子案で申しますと、威圧等による性行為、わいせつな行為に対する処罰、罰則ですね。それから深夜に子どもを連れ出すことなどに対する罰則を設けることの是非ということでございます。

そこで、本日は最初にこの処罰規定に関してまとめてご意見をいただいて、それに対して県側のお答えをしながら意見交換を進めてまいりたいと思います。そして、その後で処罰規定にかかわらず条例骨子案全体につきまして、全体的なご意見を賜ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず、この処罰規定についてでございますが、どなたからでも結構でございます。ご発言のある方、挙手をしていただきたいと思いますが。一つ、お願いでございますけれども、差し支えなければ、発言の前に二つのことをおっしゃっていただきたいと思いますが。一つは、所属される団体がございましたら団体名、それからお名前、氏名でございます。もちろん匿名を希望される場合は、お名前をおっしゃっていただくなくて結構でございますけれども、ご協力いただける範囲でよろしく願いいたします。

それではご発言ある方、すみません、挙手をお願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか、どなたからでも結構です。

どうぞ。今、マイクをお持ちいたしますので、お願いいたします。

#### 【参加者・男性A】

子どもの性被害ということで、ここの対象者がというか加害者というか相手のほう、大人のほうが18歳以上ということになっているんですよ、18歳以上ということですよ、いいですね、大人ということ。とすると年齢差ということを考えて、17歳の女の子、男でも女でもいいですけど、17歳の少年と18歳、19歳、二十歳というか、そういったようなごくわずかな年齢差、この間では恋愛というものは多分どこでもあり得ると思うんですよ。皆さん、結婚している方なんて、ご夫婦が同年齢とか、そういったこともあり得ないというか、同年齢の方もいらっしゃるし、年齢差というものがあると思うし、人の誰を好きになるかというのは、その人その人の自由だと思うんですよ。権利というか、私は年上の方がいいなとか、そういった、いや年上だからということだけではなくて、その人がたまたま年上だったということも大いにあるわけで、そうすると、そういった方、同年齢の方々同士でつき合っていれば、ラブホテルに行こうが家でHしようが、毎年毎年、毎日毎日Hしようがかまわないけれども、年齢差があれば、それをやることによって、警察によって警察の取り締まりの対象になってしまうと、そういった対象にまず認証されてしまうということ、そこがやっぱり不自然だな、不自由だなと思うんですよ。特に少年にとっては、男でも女でも少年にとっては、年齢差が、女とセックスすれば取り締まりの対象というか、そういったことになってしまうということ、それ自体が公権力が介入してきてしまって、恋愛に対する公権力の介入を呼ぶような、そういった

状態になっていると思うんですね。そこがやっぱり根本的に間違っていると思います。

年齢差を設定するか、やっぱり努力義務にするかとか、そういったようなことで考えてもらわないと、18歳をまたげば全部、捜査対象になるというんだったら、落ちついて恋愛なんてできやしないということです。恋愛に対する不当な介入になりかねないと、そういうことです。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

ありがとうございます。ただいま、恋愛に関する公権力の介入の恐れといったような趣旨でご発言をいただきました。

議論を深めるために、同趣旨のご意見ございましたらまとめていただいて、その後、県側の考え方を述べさせていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか、関連するご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、とりあえず今のご質問に関してお答えをお願いします。

**【次世代サポート課長 青木隆】**

ご質問いただきましてありがとうございます。これは、何もこの条例で定めているのは、大人と子どもの恋愛を一切認めないと言っているわけではないわけですね。

**【参加者・男性A】**

対象が、捜査の対象にはならないけど、18歳を超えてしまったら、それまでつき合っているけど、18歳を超えてしまったら捜査の対象になるわけですよ、何かのことがあれば。

**【次世代サポート課長 青木隆】**

何かのことがあれば・・・

**【参加者・男性A】**

あの警察に見つかったとか、誰かが通報したとか、誰かに通報されたとか、警察にラブホテルに入るところを見られたとか、そういうようなことになると、まあみんなですよ。

学生服同士でラブホテルに行ったら問題にはならないだろうけど、この条例では、車に乗って、一人が学生服で入っていったら捜査の対象になるわけですよ。

**【次世代サポート課長 青木隆】**

あくまでも、ここで規制項目、骨子案のまず3ページの一番下に、規制に対する基本

的な考え方ということで、先ほど申し上げましたが、3ページから4ページにかけてまず大人の責任という、これまず訓示規定でございますね。処罰対象になるのはあくまでも、何回も申し上げておりますけれども、子どもに対し威迫し、欺き、若しくは困惑させ、またはその困惑に乗じた、こういった行為がない限りは・・・

#### 【参加者・男性A】

いや、そこに至るまで外形的に、外形的に相手が大人だったら捜査の対象になる、そこからでないと調べられないじゃないですか、威迫があったとか何とかというのは。威迫しただとか困惑しただとかというのは、その相手が18歳以上とか、車に乗っているなり、そういったような、ネクタイを締めた人だったりとか、そういった人でないと、そこからではないと捜査の対象にならないじゃないですか。威迫しただとか困惑しただとかが初めにあつたら、そこで18歳になったらそれで捜査、その前にその、年齢差があることから、年齢が同じだったら初めから捜査しないところになるでしょう。年齢差があるところから捜査というかそういった介入が始まるわけで、そこが、そこで公権力が入ってくると、警察とかが入ってくると恋愛を邪魔することになるんですよ。まあ俺はやったことがないけれども、高校時代でも今でもそんなの、そういったようなことはないけど、そこに警察が入ってくる可能性があるわけですよ。

そうすると、女の子でも、男の子でも相手と恋愛したいという、そういったところに入ってくるわけで恋愛を邪魔されてしまうわけですよ。高校生というか少年や少女の一番の生きる力というか、そういったものがそういうふうになってしまう可能性がある。

#### 【長野県知事 阿部守一】

ご意見ありがとうございます。ご質問は多分、一番多くの県民の皆さんが知りたいところじゃないかと思うんですけれども、私も大学生のころ恋愛したりして、それは18歳未満、以上、それは恋愛するときにその境目を気にして決して恋愛しているわけではないと思います。

今回の条例は、先ほど、かなり罰則のところについては丁寧にご説明させていただきましたけれども、まず真摯な恋愛を除いて、真摯な恋愛を全く否定するものではないです。これは性的自己決定権、私は非常に重要な概念だというふうに思っていますので、そこは今回の条例骨子案は、ほかの県のものに比べると最大限、尊重させていただいています。先ほどの罰則の対象、この資料の2のところ、他県と私どもの条例、今の骨子案がどう違うかということをしつかりやすく書かせていただいていますけれども。

随分いろいろ研究されていらっしゃると思うんですけども、例えばこの淫行処罰の話については、ここに書いてあります昭和60年の最高裁判決が、いわゆる福岡県の淫行するということに対して、これどう判断をするか、そもそも淫行するという規定自体は合

憲なのかと、構成要件、不明確じゃないかというような議論で争われたケースがあります。そのケースの最高裁の判断としては、そこに書いてありますように、誘惑、威迫、欺き、困惑、心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性行為と、それから②として、単に自己の性的欲望を満足させるために行う性行為ということで、もともとの条例の規定が淫行するというので、かなり社会通念上、どう解釈するかということがかなり議論が分かれる規定を最高裁が解釈して、こういう判断のもとで合憲だというふうにされています。

私ども、先ほど申し上げましたが、これ、少なくとも私はやはり法令で、条例で罰則を定めるというからには、やはり明確な規定を置くということが必要だというふうに思っております。そういう意味で、実はこの最高裁の判例、何人かの裁判官が反対意見を付しています。例えばこの第2類型、単に自己の性的欲望を満足させるために行う性行為、これはおそらく普通の恋愛で性行為を行うときにもあり得る概念ではないかという指摘がされています。

で、実は淫行をするという概念であれば、今の確立された最高裁判例からすると、まあ何というか、欺罔とか威迫とかそういう行為を用いなくても、例えば私が加害者側としたときに、私の内心、私が誰かに対して性的欲望を持って、それを単にそれを満足させるためだけであれば、他県の淫行する条例は処罰対象になります。そうするときわめて、ご指摘のとおり、対象が広くなり得るというふうに思っています。今回の私どもがお示ししている条例骨子案はその概念は除かせていただいています。誘惑、欺き、困惑というところに限定をさせていただいていますので。

もちろん、私は子どもに対する大人の恋愛を認めるか、認めないかという話になると非常に微妙な話になってくるとは思いますけれども、少なくとも今回の条例では、基本的な考え方に書いてありますように、大人が真摯な恋愛を除き、判断能力や未熟な子どもに対し性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないというふうにしています。

まず基本的に自由な、真摯な恋愛は、これは認めるということをはっきり書いているわけでありまして、その逆として、これは今、申し上げたようなものについては許されない行為としていますけれども、しかしながら、罰則の対象にする具体的な行為については、構成要件を明確化するという観点からかなり絞り込んでいるということで、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

警察の捜査が及び得るんじゃないかという話ですが、これは私ども先ほど申し上げましたように、この条例の趣旨、今、申し上げたような趣旨でありますから、この基本的な考え方を決定したときも県警本部長から条例の考え方、この趣旨はしっかり尊重していくということを発言されています。

こういう中で、ぜひ全体としてこういう組み立てになっているということをご理解いただきたいというふうに思います。その上でまたいろいろご意見あると思いますので、

またご発言いただければというふうに思います。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

発言された方、よろしいでしょうか。

**【参加者・男性A】**

何度も言われるように・・・もしくは少年の心が、少年または少女、18歳未満の子どもの心が傷つかないように、警察とかほかの、自分たち以外の第三者が介入して、その子どもたちの心が傷つかないようにということを望んで、今の件に関しては終わらせていただきたいと思います。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

**【参加者・男性B】**

今日、野見山先生から具体的なお話もあって、本当にこういうことがあってはいけないと思うんですけど、それと同時に、今回のこの罰則規定でこれを解決できるとも思いませんでした。これは僕の意見ですけれども。

それから質問なんですが、罰則をこの適用するときに、例えば真摯な恋愛をしていたとして、例えばそこで痴話喧嘩が発生して、その相手のほうが困惑したとか欺かれたというふうに言ったときに、それが本当なのか、うそなのかというのを今度のこの条例というか罰則では一体どうやって見分けるつもりなのかということと、もう1個、疑問に思うのが資料3のQ5のところで、これ具体的に事例が出されているんですけども、ここに出されていることは、どう見てももう強姦や強制わいせつにしか思えないんですが。これは今、現行法では長野県内では何の対応もすることができないのか、それから、これまでこういうことに対しては何の対応もしてこなかったのか、ということを知りたいんですが、お願いします。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

今、真摯な恋愛の中でのけんかのような場合どうするのかというところと、Q&Aの中のQ5のところですね。その解釈についてご質問がありましたけれども。まず、ではお答えをお願いいたします。

**【次世代サポート課長 青木隆】**

ご質問をいただきまして、ありがとうございます。

まず罰則規定だけでは解決できないんじゃないかというご意見をいただきましたけれ

ども、県としても罰則規定を設けたから全てそれで解決するとはもちろん思っておりません。ご指摘が、県民の皆さんから多くのご意見ございましたように、教育の必要性ですとか、それはもちろん大事なことだと思っておりますので、先ほど申し上げました条例骨子案では、性教育ですとか人権教育も進めていくということで、県民運動も活性化していくということでございます。

あわせて、つき合っていないながら関係がうまくいかなくなって困惑したといった、そういった形で例えば一方の方が警察に訴えるですとか、場合によっては保護者の方がつき合っているのが気に食わないからということで、認められないということで警察に訴えるという、こういうことも考えられるわけでございますけれども、仮にそういったことがあった場合でも、その実態の中でどういうつき合い方をしてきたのかというのは、当然、警察のほうでも、仮にもし捜査するにしても、当然、そういうことは調べるわけでございますし、いきなりそういう訴えがあったからすぐ逮捕ということにはまずならないはずでございますので。

それから、困惑の状況ということで、威迫、欺き、困惑のQ5の例が、これは強制わいせつとかそういうことになるのではないかというようなご質問でございますけれども。Q1のほうで、ちょっとご説明申し上げましたけれども、あくまでもこの①、②、③、④と書いたその次の点でございます。強姦罪、強制わいせつ罪の暴行・脅迫については、通説・判例では反抗を著しく困難にする程度のものであるという、こういうものが要求されているところでございまして、ここのQ5で挙げたものがそれに該当するののかということ非常に難しい状況になってくるということで。現行法上では、長野県内、条例もないわけでございますから、逮捕することができないというような状況になってしまっているということでございます。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

発言された方、よろしいですか。

**【参加者・男性B】**

今までこういうことがあったという、では何の対処もしてこなかったということですか。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

今まで、こういった事例に対しては何の対処もしてこなかったということですね。

**【次世代サポート課長 青木隆】**

今回の条例骨子案のもとになりました条例のモデルの検討会の場で、県の警察本部のほうから、他県並みの条例があれば処罰対象にはなったであろう、というような相談事

例等が県警のほうに寄せられたものが、平成26、27年でしたか・・・

**【長野県知事 阿部守一】**

ちょっと、では私から。これ条例モデルを検討するときに、平成25年・26年中に警察本部が認識した中で、他県と同じ条例、他県と同じ条例というのは実はずちの今回の骨子案よりもうちちょっと広いんですけれども、同じような条例があれば捜査の対象になったであろうという事例が17事例、出されています。これは条例がないので対応できないというケースが報告されています。

先ほど、お話いただいたように、私どもも、ちょっとこれ今日はいろいろ罰則のところが一番議論があるところですので、罰則の話を中心に先にさせていただいていますけれども。私も正直いって、これ罰則だけで解決するなどとは全く思っていない。事前の予防のための教育であったり、あるいは今まで進めてきた県民運動をさらに広範なもの、強力なものにしていくこと抜きに子どもたちを守ることはできないだろうということ、ほかの県の条例とは違って、先ほどごらんいただいたように、性被害の部分の予防とか被害者支援とか、そういうところまで含めた、これはちょっと、私は47番目に青少年保護育成条例を検討している県ではないということをはっきり申し上げなければいけないと思います。他県のような表現の自由にかかわるようなものを今回入れていません。逆に性被害を受けた、先ほど野見山さんから報告がありましたが、例えば強姦だとか強制わいせつだとか、もっといろいろな性被害があります。今回、条例の規制の対象にするものだけではない広範な性被害があるわけで、そうした被害者に対しての支援であるとか、あるいはそうしたことが起きないようにちゃんと子どもたちにも教育をしていく、こういうことを全体として取り組むことを、今回の条例の骨子案では定めています。

で、この条例の規制のところは、先ほどから申し上げているように、いろいろ議論が分かれてきたところでもありますので、今回はそこを丁寧にお話をさせていただいておりますので、決してこの条例の罰則だけで対応しようというふうに思っていない。

あえてもう少し申し上げれば、先ほどから申し上げているように、いわゆる他県の淫行するというような規定を設けているところよりは処罰対象は狭いです。狭いということは、やはり教育だとか県民運動を本当に真剣にやらないと子どもたちを守れないというふうに思います。これはぜひ県民の皆さんにはご理解いただいて、やっぱり一緒になってこの取り組みを進めていただきたいというふうに思っています。

法令、条例による処罰対象の明確化、構成要件の明確化という要請と、それからやはりどこまで、どういう行為を処罰の対象にするかということをお我々ぎりぎり考えて、今、お示ししている骨子案の内容になっているということでもありますので、ぜひ、その点をご理解いただければというふうに思います。ありがとうございます。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにご意見ございますでしょうか、すみません、ほかの方いらっしゃいますので、お先にお願いいたします。

**【参加者・男性C】**

この骨子案の中で、18歳未満の当事者目線で考えたときに、一つどうなのかなと思ったところが、骨子案の3ページ6番のところ「大人が真摯な恋愛を除き判断能力が未熟な子どもに対し」というところで、18歳未満の子どもイコール判断能力が未熟であるというふうに規定されるというところについて、そうなってくると、例えば17歳の被害者というふうに、例えば、本人は被害を受けたというふうに思っていないけれども、18歳未満であるということから判断能力が未熟でだまされてしまったから、本人は被害を受けたとは思っていないけれども、第三者から見てこの子は被害を受けた子だというふうな言われ方をしてしまった場合に、どうやって18歳未満の被害者とされてしまった子の、本当はそうじゃないという意見を持っていた場合にどのように尊重されるのかということと、あとは真摯な恋愛であるかどうかというのを捜査するといった場合には、どのような調査というか捜査がされるものなのかということところが少し心配です。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

ありがとうございます。資料でいいますと3ページの6番ですね、骨子案の。子どもはイコール判断能力が未熟なのかといったようなご指摘、それからもう一つは、真摯な恋愛というのを捜査側がどのように判断するのかといったご指摘ですけれども。

関連するご意見というのはございますか、よろしいですか。どうぞ、野見山さんお願いいたします。

**【野見山ナオミ氏】**

すみません、野見山です。よろしく申し上げます。

判断能力が未熟な子どもというところでは、正直、そういう子どもさんから、その子どもさんが発達をしていく過程と一緒に考えさせていただいている者からすると本当に思考が深まっていくというか、すごく、何というんでしょう、こういうふうにしかとらえなかったものが、こういう幾つかの多角的に捉えることができるようになっていったり、自分自身を客観的に捉えられるようになっていったりということが、本当に著しく発達していく過程であるなということ、その方たちを通して私は教えていただいています。

それと、子ども自身にというか、捜査するというか、調査する側というのは、それが

役割としてやっていくことで、何というか、もしかしたら警察というところにまず行ったとしても、それが県の子ども支援センターという子どものことを一緒に考えてくれるところと連携しながら、もっと丁寧に子どもの気持ちを聞いていくというようなことも考えられていくのかなというふうに思うんです。乱暴なことはしていかないと思います、警察だって、と思っています、私は。それを約束をしていただいているのではないかなというふうに思っています。

子どもを守るということが一番大事なことで、その、私がかかわってきた人たちも、本当にどんどんどんどんやっぱり落ちついていくというか、大人になっていくなという、こんなに成長していくんだな、すごいな、この力はというのを私を感じさせていただいているので、その表現自体もやっぱりちょっとこれでいいのかなと私は思っています。

#### **【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

真摯な恋愛についての解釈について、ちょっと県側からもう少し明確にお話をしてください。

#### **【次世代サポート課長 青木隆】**

ご質問いただきましてありがとうございます。まず判断能力が未熟な子ども、これが全て、18歳未満の子どもが全て判断能力が未熟だと言っているわけではございません。当然、個人個人、一律に年齢でもって例えば18歳未満、15歳未満、どこまでが未熟なのかというのは一概には言えないと思いますので、これはあくまでも個人個人の成長発達段階というのは差がございますので、あくまでも18歳未満イコール判断能力が未熟な子どもだと言っているわけではないということをまずご理解いただきたいと思います。

それから真摯な恋愛にというのは、先ほど資料3のQ&AのQ3ですね。条例は真摯な恋愛に立ち入るものではないのでしょうかということで、真摯な恋愛か否かということで警察が処罰対象とするかどうかということではなくて、あくまでも、威迫等を伴った行為なのか否かということで捜査に入るんだということを、ちょっとご理解いただきたいと思います。

#### **【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

よろしいでしょうか。構成要件に真摯な恋愛ということは含まれていないということでございます。

#### **【長野県知事 阿部守一】**

ちょっと一部報道で、真摯な恋愛に立ち入るんじゃないかという報道がなされていた

ので、そういうご質問も出てくるのではないかと思いますけれども、今、申し上げたように、そこは処罰規定の規定の条文にはそういう表現は使っていないということはぜひご理解いただきたいというふうに思います。

あとは、心身の未成熟のところは、法律の専門家で条例モデル検討するときに、実は最高裁判例の中で「その心身の未成熟」というくだりがあって、そこも子どもイコール心身の未成熟という形で一律に拡大解釈されるおそれが否定できないということから、そういう表現は罰則の対象としては使っていないということでご理解いただければと思います。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

発言された方、よろしいでしょうか。はい。  
ほかの皆さん、いかがでしょうか。どうぞ。

**【参加者・男性D】**

こんにちは。よろしく申し上げます。  
先ほど真摯な恋愛ではなく、実際の行為の、威迫等に応じてというところだったんですが、例えば具体的に、資料3のQ6などで実際の事例というのがあるかと思います。例えば条例ができた場合、こういった行為が起きた場合、この場合は警察のほうで捜査に入るのでしょうか、それとも、実際に逮捕なり処罰があるのでしょうか、そのことについてちょっと具体的にお答えいただければと思います。お願いします。

**【次世代サポート課長 青木隆】**

Q6のような事例があった場合に、捜査に入るか否かというご質問ということでよろしいでしょうか。

Q6は、ここにありますように愛知県の青少年保護育成条例、4ページのちょっと下のほうに四角で囲ってありますが、何人も青少年に対して、いん行又はわいせつな行為をしてはならないと、この要は淫行処罰条例、愛知県はこういう規定をしているわけがございます。長野県は、先ほど申し上げたように、威迫等を伴った行為のみを処罰対象にしているということで、全く愛知県とは規定の仕方が異なっているわけです。そこら辺はよろしいでしょうか。

**【参加者・男性D】**

その上で、長野県で実際に条例ができた場合ということについて。

**【次世代サポート課長 青木隆】**

こういった、すみません、それをご理解いただいた上でご質問ということで申しわけございません。

長野県の場合は、あくまでも威迫等を伴った場合ということで、このQ6で問題になったのも、先ほど申しました5ページの上のほうに最高裁判決、昭和60年で第1類型、第2類型と示されておりますけれども、愛知県の事例のこの第2類型のほうですね。青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているか否かというのが争点になったわけでございます。

で、長野県では、この第2類型については一切、文言はないわけでございます。淫行という言葉も使っていないし、淫らな性行為という言葉も使っていないわけでございますから、こういった事例があった場合には、要は処罰対象にはなっていないということでございます。よろしいでしょうか。

**【参加者・男性A】**

すみません、そこ捜査の対象にはなるんですね。処罰の、警察段階で起訴しないということでしょ、処罰の対象にはならなくても捜査の対象には・・・

**【長野県知事 阿部守一】**

ちょっと私のほうからお話を申し上げたいと思います。このQ6がついているので若干、疑義が生じているところがあるかと思っておりますけれども。これは何というか、冤罪が起き得るのではないかというご指摘が、これメディアからも出されていまして、意見交換会の中でも一部出ていました。

これ条例モデルをつくるときに、冤罪というか、その捜査され起訴されたけれども無罪になったようなケースがあるのかなのかということ調べたときに、このケースだけ存在していたというものであります。

これ、ちょっと私どもの現在の条例骨子案は、威迫、欺き、困惑、この3つの類型であります。ここに、ここが、ちょっと具体的な事案のどこの部分を切り取るかによって場合によっては変わってくる可能性もありますが、少なくともQ6で掲げている事例で争われたものは、いわゆる最高裁判例の言っているところの、自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交を行っていたかどうかということでもあります。

それで、私どもの現在の案では、そこについては対象にしていません。したがって、欺罔等がないものに対して警察が捜査を、その最高裁の判例は淫行するという規定に対する解釈でありますから、私どもの現在の条例案はその解釈が入ってくる余地はありません。ですから、自己の性的欲望を満足するために性行為を行ったんじゃないかということで、警察が捜査の対象にしていくということはないというふうに思っています。

**【参加者・男性A】**

いや、そこではなくて、それを判明させるために、それを、その大人の心の中を判明させるために警察が乗り出してくると、そういう可能性があるというか、その捜査の対象というのは。

**【長野県知事 阿部守一】**

いや、まず、これ非常に外形的、先ほども申したように、欺罔とか威迫とかそういうもので、例えば私が自分の性欲を満たしたいがために、そのためだけに女性とそういう行為をすることを罰するということにはなっていないので、内心の話ではなくて、その外形的なところで判断をしていくという形になります。

ですから、ちょっとこれ、この事例と同じような判断が私どもの今、お示ししている条例で、同じようなというか、そもそも捜査したり起訴したりということが同じような判断が、私どもの今、お示ししている条例骨子案で行われるということはないです。そこは明確に違う書き方になっています。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

すみません、先ほどの方よろしいですか、先ほど言いかけられたことがありますけれども。

**【参加者・男性D】**

すみません、ありがとうございます。処罰のほうにはならないということで、捜査のほうには入るかどうかというのは、ちょっと先ほどありましたけれども、その事例によるということですか、そういうことではなく一律に・・・

**【長野県知事 阿部守一】**

例えば欺罔、威迫、困惑、これに該当し得るものと認められる事実があるかどうかという形になってくると思いますので。

今回のこのQ6は、そうした最高裁判決の淫行は、誘惑、欺罔、威迫、困惑その他心身の未成熟に乗じたという概念であったり、あるいは自己の性的欲望の満足のみということで、非常に広い概念、その愛知県の条例は、今回、私どもがお示ししたものよりも広い概念になっておりますので、当然、私どもの条例よりも広い対象が捜査対象になり、そして処罰の対象になり得るわけでありますので、そこは明確にレベル感は違っているというふうにご理解いただければと思います。

**【参加者・男性D】**

この31歳、飲食店副店長だった行為者が高校生アルバイト17歳の人に、長野県でこういう事例があったという場合においては捜査にはなるということなんですか、実際に条例ができたと仮定してということなんですか、そういうことではない。

**【次世代サポート課長 青木隆】**

捜査に、先ほども知事のほうから何回も申し上げているように、こういう行為が要は処罰対象にはならないという、それはご理解いただいているわけですよ。

**【参加者・男性D】**

では、その捜査はしないということですか。捜査にはならないということでよろしいですか。なければならないということですよ。ちょっとそこは、ちょっと先ほどのやりとりでもよくわからなかったもので、よろしいですか。

**【参加者・男性A】**

捜査がなければそれわからない、警察というか、その取り締まらないと、捜査しないと、やってみないと、それ欺罔、威迫とか困惑とかがあったかどうかなんていうのは、捜査してみないとわからないじゃないかという、捜査してから、それでその後で何らかの・・・

**【長野県知事 阿部守一】**

これ、ちょっと非常に正確性を期さなければいけないので、我々もあまりいいかげんなことは言えないわけですけども。

まず欺罔とか威迫とか困惑とか、そういうものがなければ、まず処罰対処にはなりません。しかも、それ基本的にはそうしたものが認知されなければ、捜査をするという対象にはなり得ないというふうに思います。ただ、その欺罔されたというような訴えがあって、そういうものに当たるような客観的事実があれば、それは捜査の対象になり得る可能性を全くないというふうに申し上げるわけではありません。ただ、ここにあるようなケースで、例えば、ここのケースは自己の性的満足のみを目的としたものかどうかということで裁判で争われていますので、そこについては私どもの条例骨子案では対象にならないということでもあります。

ですからちょっと、どうもこの問題は、正直感じているのは処罰の対象、どちらかというと刑事手続、刑事訴訟手続の話の是非論の話になってしまっているんですが、私はやっぱり本来、どういものが処罰の対象になり得るのか、なり得ないのか。

例えば欺罔されて、だまされて性行為をしてしまったと。これ、私は先ほど申し上げましたように、大人と子どもの関係で仮にあったとしても本当に真摯な、そして相互が尊重して自由意思を持って行うものをこの条例が規制するものではありません。しかも、

公権力がそうしたものに介入するというものを認めている条例ではありません。ただ、ではだまされてしまったと、威迫を受けてしまったと、そういう状況下で、しかも子どもが性行為の対象になったときに、そうした行為を私たち長野県は是とするのか非とするのか、そこが私は一番の基本ではないかというふうに思っています。で、私ども今、長野県が行政としてお示ししているのは、やはりそこは社会的に批判を受ける行為で、かつ罰則の対象にしていく行為になるのではないかというのが、今、お示ししている案であります。

ですから、そこが一番のポイントでありまして、何というか、捜査、もちろん警察の捜査は公正にやってもらわなければいけません。しかも、これ非常にプライベートにかかわる話でありますから、そこは慎重に行うということは大前提でやっていかなければいけません。しかしながら、本当に性被害を受けている子どもたちに対してこうした行為自体がいいもの、いいものといけなかもしれないかもしれませんが、少なくとも長野県においてはいけない行為というふうにはされていないわけでありまして、それは、今回条例が、仮にこの案のとおりにつくれば、長野県においてはそういう行為はいけないものというふうになります。

それは、今までどおり、そういう行為は条例でいけない行為というふうに法規範まで高める必要がないのか、あるのかということがやはり一番の基本だと思えます。で、警察の捜査であったり、あるいは検察の判断であったり、刑事手続の中でいろいろプロセスが出てくるわけでありまして、先ほど申し上げたように、我々、ある意味で立法、これ最終的には県議会の皆さんの判断になるわけであるわけでありまして、案をつくっている我々としては、できるだけ構成要件を明確化して、その疑問が生じることのないようにというふうにさせていただいています。

それから、先ほどもご説明しましたが、この条例の適用に当たっては国民の権利を不当に侵害しないように留意する、それから子どもの最善の利益を尊重すると。子どもにとって何が最善かということはやっぱり前提において、これは捜査を、我々の行政としての対応も行っていかなければいけないと、そういうことでこういう規定を置いているわけでありまして、ほかの県の条例と比べていただくと、かなりそうした点は違うものになっています。

ぜひそこはぜひほかの県の条例も、ちょっと今日はお配りしていませんけれども、見比べていただくと、我々の性被害に対する姿勢が、予防、教育からそれから県民運動、さらには被害者支援まで、全体として取り組もうとしているものであるということがおわかりいただけるのかなというふうに思います。

#### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

発言された方、よろしいでしょうか。ちょっとほかの方からもご意見をいただきたいものですからとりあえずよろしいでしょうか。

今、若い方々から大変関心のおありになるということでご意見いただいております。ありがとうございます。ここからは、処罰規定にかかわらず、この条例全般についてご意見をいただきたいというふうに思います。どうぞ。

知事からも申し上げましたように、大人の非難されるべき行為を処罰するという本県の条例骨子案ですが、そういったところも含めてご意見、よろしく願いいたします。

#### 【参加者・男性E】

タウンミーティング、何回か出させてもらってお話、いろいろな角度からお聞きをしているんですが、大変有意義だなというふうに思うことがあります。

今、前段でお話、いろいろな方から意見出ましたけれども、見方によると個人の恋愛や真摯な恋愛というやつまで公権力の介入かというような言い方をされていますけれども、これ我々が一番忘れてはいけないことは、恋愛は年齢に関係ないですし、人間の感情ですから、10代の女の子を40代、50代の男の人が好きになることは十分あることで、逆の場合もあります。これ自然発生的なものなもので、これを罪だとか咎だとかという言い方をするのは、甚だ、これ誤解を招きやすいので、これを真摯な恋愛と認めていいと思います。それはさっきの名古屋の判例の中に出てくることだというふうに思います。

31歳の副店長が17歳のアルバイトの女性にそういう行為をしたということが罰せられそうになって、裁判の中で裁判長が真摯な恋愛を認めました。妻子あって、学生で、承知をしていてそういうおつき合いをしたもの、あえて罪じゃなくて真摯な恋愛として認めた。無罪とした。そして、ただし大人としてそれは公助良俗に照らしてみると、やはりこれは不道德なことだということで、民事的な補償ですとか裁判はこれは受けなければいけませんけれども、一応、人としての道に、やはり真摯な恋愛という部分では準じていたのではないかなという、大変寛大な裁判の結果が出たということで、やっぱり大岡裁判ではないけれども、よかったかなという思いをちょっと若干しています。こういうことは偏見かもしれませんが。

まあそれはそれとして、今、課長さんや知事さんが一生懸命答弁をいただいておりますけれども、長野県の我々が条例をつくるということはどういうことかという、根っこにあるものは、我々が今、置かれている社会が、次代を担う子どもたちにとってどんな激変なものをはらんでいるか、そのことをどれだけ抑止できる力が条例にあるか、また条例に持たせなければいけないかということのために条例の検討をしているわけで、これは昭和40年代前半までに、全国46、長野県以外の都府県が全部条例を持ちました。実は40年代前半に長野県も条例をつくることで条文までみんな挙げたんです。ですが、るる申し上げると長くなりますけれども、それは途中で消えました。

その中で、我々は条例を持たずして今まで来た。来て、平成26年に17件の条例があれば適用できたものというような報告がございましたけれども、まだ潜在的にはたくさん

のものがあるはずですが。我々はそのことを知っていながら、条例の是非を問う前に、我々は環境という部分で子どもたちの人的、物理的な環境を整える仕事も大人の責務であります、社会人として。その中の一つとして、条例は我々の一つの責任としてバックボーンになければならないものです。

それで他県の場合も、近くは群馬県、千葉県、神奈川県、私はみんな行って見ましたが、彼らとて、昭和30年代から40年代前半にできた条例をそのまま守ってきたわけではないんです。時々変わる社会の情勢に合わせてながら、改廃を含めて何回、何十回となく条例を改廃してきています。それで彼らとて、他県ですよ、他県の県民の皆さんだって県民運動をしてこなかったわけではないんです。長野県よりもはるかにしているんです。条例があってもしているんです。それでも絶えないんです。今、置かれている環境が。それを長野県の条例を、条例の是非どころか、条例はすぐに制定してもらって、できれば性被害に特化しなくて包括的な条例でいいんです。していただいて、それを支えるべく我々は県民運動を展開する、性教育を展開するということを1日でも早くしないと、もう既に、我々がそれに気がついてから、ネットですとかスマホまで来ています。犯罪を通して想像できなかったようなことがもう既にたくさん発生しています。それに対応する手段を持たない我々は基本的な条例も持たずして、これからの次代の子どもたちにどう支援できるかという手段を持たない大人になってしまうんです。

ですから、我々が考えることは、今、何をすべきかではなくて、子どもたちの環境に、今、長野県が欠けているものを早く見つけて、もう既に見えているんですけれども、そのために条例をつくって、我々はその条例が成果を発揮するべく県民運動として支えていく。性教育も学校教育も社会運動も全部そうなんです、条例を元にして、それに沿うような形で我々の意識と活動を続けていくということを徹底しなければ、この議論は何年やっても同じです。そして、まだそんなことをやっているか、他県に行って長野県に条例がないといたら、信じられないと何回か言われました。よくやってこれましたねというから、目が見えないというのはよくしたもので、見えないから気がつかないだけで、これは逆に恥ずかしいです。ですから、我々は条例制定に向けて、今は局部的な性被害だけですけれども、できれば包括的なものも含んで検討していただきたいというふうに思います。

それでネットのこともそうですし、それから有害自販機図書類のこともそうです。全てのことが青少年の環境の悪化に対してこれ拍車をかけるので、それも全部含んで、要するに今の喫緊のニュース報道でされているのも、殺人事件の半数以上は近親者、兄弟だという事実と、それから友だち関係という犯罪の中でもスマホやネットを使ったものが根底に大多数持っているという状況をよく理解して、これを抑制するため、抑えるための条例も含めて考えてほしい。

我々は審議会のようなものを設けて、条例の改廃を絶えずレーダーを張って追跡していきたいというふうに思っています。県民運動はそこにあつてのものだというふうに理

解しています。お願いします。

### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。どうぞ、あちらの後ろのほうの女性の方、お願いいたします。

### 【参加者・女性A】

私は義務教育、小中学校の保健室で38年間を働いてきました。15年間を中学校の保健室で、退職前の15年間を働きましたが、先ほども知事のお答えの中にも教育とか、今の発言もそうですけれども、県民運動を本当に腹を据えて県民がやらなくてはいけないという回答があったと思いますが。子どもたち、私が接してきた中学生の子どもたちは、保護者や教師の想像を超えた性行為の活発化というか、性交とか、妊娠とか、出産とか、そうした事実に向き合ってきたわけです。

それが野見山さんからお話のあった、この性被害とはちょっと違うというか、中学生同士の中でそういうことが行われて、私たちも非常に心を痛め、それは子どもたちの無知から来るというか、では18歳未満は判断能力がないのかという発言もありましたが、子どもたちはやっぱり学ばないと獲得できないと思うんです。そのことが非常に大事で、今、子どもたちが早過ぎる性行為に走ってしまう原因の中に、貧困とか家庭における居場所のなさ等々、いろいろなことを含んでいます。

かつての教え子が荒れて荒れて本当に荒れて、保健室でもどうしたらいいかと悩んだんですが、10代で子どもを産んだんです。で、彼女はご両親が離婚された後、お母さんが別の方のところに行ってしまう、お父さんもまた荒れてしまい、そういう中で、私は家庭がなかったから早く家庭がほしいんだと言ったんですよね。でも10代のやっぱり子どもを産むという、それはまた次の不幸を生み出していってしまうというか、そういうことになると思うんです。

それで、私は学校に性教育、地域とかいろいろな部分で必要ですけれども、とにかく今できることは、学校にいて早急に実施する取り組みだと私は思います。そして教師たちによる性教育の実践ということを真剣に考えてもらえるように、教育委員会と次世代サポート課の皆様がここまで苦勞していろいろやってきた、その部分をきちんと連携を深めていただきたいと思います。

宮城教育大学の数見先生が、子どもたち、これから教師になる子どもたちに性教育の講座を持ったところ、その学生たちが、先生、今まで性というのは適当にやってきたし、彼女もいたし、これもいたしなんかで、そんな真剣なものかというような、そういう子どもたちが教師になる危険を僕は感じると。そして、彼らと講座を持つにしたがって、やっぱり性が学問で、性は学問なんだというか、だからぜひ中学校、あるいは小学校、そういった義務教育で働く教師たちが、そういうことに対する本当にやっぱり教育とい

うことに意識を持ってほしいと思うんです。

幸いなことに、長野県には人間と性教育研究会に集い学んできた仲間がいて実践があります。それをたたき台にして現場の教師と、本当に長野県の教育をどうしていくのか、それは人権教育にかかわる先ほどのインターネットの教育とか全部含んでいると思います。したがって、人権教育、性教育の充実という文言が絵に描いたもちにならないように、教育委員会との連携により豊かな性教育、学力としての性教育を現場で進めていくための研究体制をぜひ長野県の中につくり上げてほしいと、私は思います。以上です。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか、どうぞ、そちらの。

**【参加者・男性F】**

本日はありがとうございます。長野県臨床心理士会に所属しています。

私ども臨床心理士会は、医療や教育現場の中でカウンセリングや心のケアに従事しております。その中で、子どもたちの性被害に関する相談も決して少なくなく、深刻な状況に直面し、そして対応にも苦慮しているところでもあります。私といたしましては、今回の条例案、子どもが性被害、子どもたちを性被害から守るために有効だと思えますし、そろそろ結論を出していただく時期ではないかなと、こういうふうに思っております。

この間、専門委員会や公聴会、タウンミーティングなど繰り返し行われてまいりました。有意義な議論が続いていたと思っております。性教育の充実が大切だ、冤罪を防がなければいけない、加害者に対する再発防止の取り組みも考えたらどうか、県民運動でこの町を守れないか、さまざまな角度で検討されたと思えます。中にはこの間、消極的な議論もあったとのことですが、その間にも性被害に遭われている子どもたちは増え続けておりますし、ほかにも統計に挙がらない相談事例も決して少なくないと思っております。現実には待ったなしの状況が進んでいると思えます。

新たな性被害を防いで、性教育に苦しんでいる方の相談体制を拡充するためにも、今回の条例骨子を定めて速やかに施策を進める段階にさせていただければと、お願いいたします。どうもありがとうございました。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

ありがとうございます。ほかの方いかがでしょうか。ではたくさん手が挙がっておりますので、申しわけございません。それでは、どうぞこちらの男性の方。

**【参加者・男性G】**

先ほど知事が、我が長野県が目指すその条例というのは名古屋とか他県に比べて大分狭い範囲のものに規制対象をしているんだと、していくんだというふうに言われていた

んですけれども、それちょっと残念だなと思っています。他県と同じように、やはり広い範囲で罰則をつけて厳しく取り締まったほうがいいという私は意見です。

それで、先ほど子どもの判断能力が未熟という3ページ目のところですか、そこの一番下のところに書いてあったんですけれども、私はそのとおりだと思っています。ここの中に若い人がいて、何でそういうのを否定するんだというふうに言われるかもしれませんが、やはりいろいろな社会情勢とか、それから事件や何かを見ていると、やはり判断能力は未熟だと、未熟だと思います。はっきりいって未熟だと思います。いろいろな事例から考えて、それは尊重しなければいけないというのはわかるんです。ここで言っている判断能力の未熟、即、要するにその前に書かれていた真摯な恋愛、この真摯な恋愛というのは性交のことを意味しているからここに取り上げたんだというふうに私は思っていますが、そのとおりでしょうか。それとも、真摯な恋愛というのは性交を伴わないものも言っているし、性交を伴うものも言っているというふうに思っているのでしょうか。

大体、性交を若いときに1回でもしたら、多分、考え方、それから価値観や何かガラッと変わるんだと思っています。そのことを承知でこういう検討をされてきたのかどうか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

#### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。今、ご質問が1点ありました。その部分も含め、今までいただいたご意見で、条例も必要、それから県民運動も両方必要であるということ、ただ条例に関しては、他県と同じようにより広い罰則を設けてはどうかといったような条例に関するご意見もいただきましたので、ここまでのところで、知事からでよろしいですか、お願いします。

#### 【長野県知事 阿部守一】

いろいろご意見、出たわけでありましてけれども。これ条例モデルの検討、条例モデルを元にしたタウンミーティング等の中でも、より広く、他県と同じような条例にするべきだというご意見も出されています。

ここは非常に難しい判断だと私は思っていますけれども、先ほどから申し上げているように、私、この今回の検討、本当に3年前から始めて、一部報道では、初めから結論ありきのような言われ方をされているところもありますけれども、私は本当に真剣にこの問題、どうするかということを考えてきました。やはり、私は罰則で規制をかけるということももちろん必要な場合もありますけれども、しかしながら、これどちらかというと反対、条例に反対、慎重な皆様方がよくおっしゃっているんですけれども、罰則だけで全てが解決するとも私は全く思いません。

そういう意味で、今回は、しかも罰則をかけるというところ、やはり私は、やはり何

がどういう行為が罰則の対象になり得るかということについては、明確な規定を置いていくということが、これは法治国家であり日本国憲法のもとで基本的人権、尊重されなければいけない国としては基本な話、基本的な話だろうというふうに思っています。

そういう意味で、今回は、構成要件を明確化すること、非常に曖昧な規定は置かないというのが今回の条例でお示ししている罰則で、もちろんここはいろいろな議論があり得るわけでありまして、他県で、しかも最高裁判例で確立しているものがあるので、場合によったら淫行するという規定を置いてもいいんじゃないかというご議論もあり得るのではないというふうに思っておりますが、しかしながら、私はこれからも大切にしていかなければいけないのは、条例だけに頼るのではなくて、やっぱり県民運動、それから先ほどもお話があったような教育、こうした部分をどうしていくかということを一ータルで考えていかなければいけないというふうに思っています。

そういう意味では、私はぎりぎりの判断として今回お示ししている罰則の対象、あるいは罰則規定のつけ方というものが、これ正直いって、より狭くという意見とより広くというご意見、県民の皆様方からは両論あるわけでありましてけれども、私としては、この内容が現在、我々が考えている中では最善の内容だというふうに考えてお示しをしているところであります。

もとより、例えば有害図書の話を含めて、未来永劫、罰則の必要性が全くないというふうに判断しているわけではありません。しかしながら、私は県民運動をもっと活性化をしていかなければいけないと思っておりますし、やはり、この例えば性行為のところは先ほどの未熟の話にも関連してくると思っておりますけれども、未熟のまま放置するのではなくて、やっぱり教育を通じて、例えば、これは私の私的な見解になりますけれども、やっぱり責任ある行為として性行為を行わないと私はいけないだろうと。結局、性感染症の問題であったり、あるいは妊娠の問題であったり、そうしたことが起きたときお互いを尊重し合う、そして互いに責任を持てる関係性というものが大前提にあることが重要だということを、やっぱり子どもたちにもわかってもらえるような教育というのは大変重要なのではないかとこのように思っています。

そういう意味では、この今回の条例は罰則規定のところだけが賛否両論分かれて議論がそこに集中してメディア等に取り上げられているわけでありましてけれども、この教育と、それから県民運動、罰則、さらには被害を受けた子どもたちに対する支援、これを全体としてやっぱり考えて、これをまずは私としてはしっかりと進めていきたいというのが私の思いであります。

包括的な条例をとという部分については、そういう意味では私の今の考えとか、県の案はそこに期待に応えられる中身にはなっていないわけでありましてけれども、ぜひ一ータルとしてごらんいただければありがたいなというふうに思っておりますし、学校の教育の問題がありましたが、私も実はこの意見交換の中で教育学部の学生と話をしたときに、実は学校の先生になる人が性教育をちゃんと受けていないという話もありましたので、教

育委員会には、教員になる人に対しての教育をちゃんとやってほしいというお願いをして、今年からやってもらえるようになっていきます。

あと、お話あった相談体制についても、今回の条例は、今、申し上げたように部分部分だけでいいとは思っていませんので、居場所づくりも含めて相談体制の充実ということ盛り込ませていただいています。これは条例という形なので、何とか、条文の形にすると非常に無味乾燥な表現になっているところがありますけれども、これは、まだ皆様からご意見いただいて、最終的にどうするかということはその上で判断してまいりますけれども、条例になったあかつきには、ぜひ県民の皆様方の幅広い協力のもとで実行していきたいと。そういう思いも含めて、これまでも意見交換させていただいてきましたけれども、今まで条例のモデルをもとに意見交換で、今回は条例骨子を県としてお示しした上での意見交換になっていますので、やや私の思いが走り過ぎているところもあるかもしれませんが、私の思いも含めて意見交換させていただいています。

皆様方のご意見、それぞれごもっともだというふうに思いながらも、さまざまな多様なご意見のやはり全てを満たすということはなかなか難しい中で、今、お示ししているものが、私としては現時点では最善のものというふうに考えています。またちょっといろいろご意見いただければありがたいと思います。

#### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。冒頭、時間のご案内申し上げたんですけれども、3時半ということでご案内したんですけれども、まだ、何名かの方、手が挙がっております。

#### 【長野県知事 阿部守一】

ごめんなさい、ご質問に、先ほどの真摯な恋愛の話がありましたけれども、これはここに書いてある真摯な恋愛自体が真摯な恋愛イコール性行為というつもりで書いているわけではなくて、真摯な恋愛というものの中に、もちろん性行為が伴うものもあれば、伴わないものがあるというふうに思っています。

その判断能力の未熟さというところについては、もちろん個々の子どもたちの、これ教育だったり、我々周りにいる大人がそうしたものをやっぱり意を用いていく必要があるというふうに思っています、実はこれまでも教育の関係では、これ青少年育成県民会議の皆さんが主催していただいて、子どもを性被害から守る地域研修会というのも行ってきましたし、また、ひまわりっ子保健室の連絡会というのも設けて、学校教育だけでなく地域の皆さんと一緒にこの性の教育の問題についても一緒に考えていこうという取り組みを広げていますので、ぜひまたそういう取り組みにも皆さんにはご参加いただければありがたいと思っています。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

よろしいでしょうか。まだしばらくお時間を延長させていただいてもよろしいでしょうか。まだ、たくさん手が挙がっている状況でございますので、よろしければ引き続きご質問、ご意見を受けたいと思いますが、よろしいですか、はい。すみません。

では、こちらの男性の方、お願いいたします。

**【参加者・男性H】**

挙げていただいている事例を見ますと、大体、男女が二人だけの場で事件が起きるといふことが多いかと思えますけれども、そういった場合に、被害者になるであろう方が「NO」という力をやはりつけていくことが大事だろうというふうに思うんですね。

先ほどから知事のほうから教育の重要性ということをおっしゃっていただいている、非常に心強く思うわけですが、しかしながら、学習指導要領というのがございまして学校現場で教える内容が決まっておりますけれども、中学校の学習指導要領では、性交については取り扱わないものとするという記述になっているんですね。私も学校現場にかかわっているものですから、学校現場にいたときは中学生に対して性交まで含めて指導してきたんですけれども、そういう中で子どもたちからは、そういうことだったのかよくわかりましたというような感想もいただいたことがあります。

やはり性交というのは何なのか、そのことによってどういう結果がもたらされるのか、妊娠から、あるいは性感染症、時にはPTSD等まで含めて触れるわけですが、そういったことを、とり分け中学生段階の子どもたちに教えてあげることが、自ら被害を防ぐために非常に重要であるというふうに思うわけですが、一方で学習指導要領の縛りがあると。

もし、この条例が決まって教育をいうふうに言われても、いや、それは学習指導要領にだめと書いてありますからできませんということになると、教育が進まないという問題が一方で生じてくるわけですね。そのあたりをどのように一体、県のほうではクリアされていこうとしているのかということについてお聞かせ願えればと思いますけれども、以上ですが。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

ありがとうございます。性教育の関係、後ほどまとめてお答えしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

**【参加者・男性I】**

私、2月議会でこの条例について質問もさせていただきましたので、私も発言させていただきます。

最初の報告で、野見山様がA、B、Cさんの事例を話をさせていただいて、やはりそう

いった子どもたちに対して大人たちが言葉巧みにつけ込むということはあってはならないと、私は聞いて改めて思いました。ですので、こうした大人たちをどうすればいいのかということ私を真剣に考えてなければいけないということ、今日は新たな認識にさせていただきました。ありがとうございました。ただ同時に、私、残念でならないのは、ここに集まっている会場の皆さんは子どもを性被害から守るためにどうすればいいのか、つまり性被害を減らしていく、なくしていくためにはどうすればいいのかということで集まっていると思いますが、この処罰規定が骨子案として出されてから、その言葉巧みにつけ込む大人をどう処罰すべきかというところに議論の主眼が行ってしまっているということが残念であります。

私は、だから、もし条例をどうしてもつくるのであれば、まず県民がこれだけ賛否両論、意見が割れていますので、処罰規定を除いたインターネットの適正利用、それから性教育、そして県民運動、この長野県がこれまで数十年間培ってきた流れをさらに発展させる、その上でどうするかということ、今、検討する段階かなと思っています。

ある若者と、実はこの若者と知事と意見交換するという会に参加した後、ある方、その参加した19歳の女性の方に意見を聞きました。その方は実は中学、高校生のときにアメリカに留学をしていたという話をしてくれました。そこでは、もう中学、高校から男女交えて学校の先生が性教育をしたそうであります。そこで、もちろん子どもたちはこのセックスということに関して茶化したり、恥ずかしいよという話があったんだけど、学校の先生たちは、本当にこういった行為は、真摯な恋愛ですね。その二人の男女の関係の中でそういった行為をすることはすばらしいことなんだ、神聖なものなんだというか、とても愛し合った二人が行うことはすばらしいものなんだということを一生懸命話してくださったそうであります。

その彼女はその話を聞いて、こういった性行為は本当に愛する人にしかしないでおこうと。性行為というのは大切なもの、子どもが生まれること、家族をつくるもの、だから簡単な理由でそういったことをしてはならないということ、教育によって学んだという話をしてくださったことが印象的です。そういったものが、これまで長野県やこの日本全国であったのかなということ私をこれから考えていきたいなと思っています。

その上で、今、議論を整理して、短めにしていきますけれども、議論を整理していくと、結論は子どもの性被害を減らすためにどうすればいいかという流れの中で、ではこの処罰規定があって性被害は減っていくのかというところであります。ここで抑止力があるというのが県の立場というのが2月議会の結論でしたが、県議会側の県議の皆さんは、いや全然、46の都道府県では性被害は減っていないんじゃないかというのが意見としてありました。平行線でした。私もそう思っています。

その上で一番問題なのは、冤罪が生まれるのではないかというのを心配しているのと、それから先ほどQ6でほかの方が質問されていましたが、愛知県の事例があったときに、これは長野県で条例があったら捜査されるのか、されないのかというときに、明確に威

迫、欺き、困惑というものがあればするということですが、なければしなないと言っていました、ここでは書いていませんのではっきりしない。つまり捜査される可能性があるということが、今日の議論で私ははっきりしたと思っています。

その点で、まとめていきますけれども、私、正しいことを県民には説明しなければいけないと思っております、このQ&Aで、Q3の真摯な恋愛に立ち入るものではないでしょうかということで、先ほど立ち入るものではないかのような県のお話がありましたが、実は威迫、欺き、困惑に乗ずれば、ここで真摯な恋愛かどうかの捜査が始まるということ、これははっきり書いておくべきだと思います。

それから3ページの一番上の誘惑については、通常の恋愛でもあり得ることから採用していませんと書いてありますが、私は県議会で困惑という、この困って惑うという、困惑ということも恋愛にはつきものだとすることを述べさせていただきました。この2行目に「等」という、などという表現については拡大される余地を排除するため削除しましたと書いてありますが、私は、困惑という言葉自体が拡大解釈されるおそれがあると、このことは、ほかの法律の専門家の方も指摘しています。その点を県の方はどう思われるのかということを考えていただきたいと思います。

また威迫という言葉もあります。もちろん暴力団と一般市民の間の中で威迫されたというのは明らかであります。また、物を売買する流れの中で威迫というのがあれば明らかなんです、男女の関係の中の威迫というのは、大変、これも微妙だと思っています。

最近、はやっているのが壁ドンというのがはやっているらしいんです。壁ドン、要は、壁に立っている女性に自分の思いを伝えるために、壁をドンとたたくという行為であります、私はこれは威迫だと思っています。その二人の関係の流れの中で恋愛というものが生じれば、女性にとっては威迫と感ぜないかもしれないけれども、その関係が微妙になってくれば、それは威迫になってくる。

正確性を求めるという話がありましたが、この威迫、欺き、困惑という部分には、大変、正確性というものが測れない、大変、拡大解釈をされてしまうおそれがあるということ、これを県民の皆さんは心配しています。そういった議論がまだ十分に私はなされていないと。特に若者との間ではタウンミーティングは2回だけで、そして1月に私は参加しましたが、若者との議論はたった10分でした。そのようなまだ短い議論、少ない議論の中で結論を出してもいいのか。私は百歩譲っても、この処罰規定というものはもう少し慎重にして、別のものを発展させるというところで県政を動かすべきだと考えています。以上です。

#### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか、どうぞそちらの女性の方。

**【参加者・女性B】**

今日、医療関係の方というのは来ていらっしゃるのでしょうか。私、外国籍の子どもたちのちょっと性被害について、相談などをちょっと受けているんですけども、その関係で、10年以上前からちょっと取り組んでいることがございまして。

救命救急のときに、性被害に遭った子たちが血を流していなくても急患扱いということで、法医学の看護師さんがきちんとしたケアを行うということで、東京都などではやっているものなんですけれども。3ページの(2)の性被害を受けた子どもの支援に関する施策のアというところで、今年の7月にワンストップの支援センターを設立するというので、医療関係のところ、これを一番最初に扱っていただきたいということを県民としてお願いしたいと思います。以上です。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

ありがとうございます。あと、ほかにもございますか、そちらの女性の方。

**【参加者・女性C】**

先ほど学力としての性教育というご意見に、本当にこういう充実した教育がなされることは本当にうれしく、心強く、素晴らしい意見をいただいたと思っております。

それから包括した条例というご意見について、ちょっと私、思うことがあるんですけども。それと一緒に、今、条例ではなくて別のものを発展させるというご意見、この別のものと包括というものを考えたときに、ちょっと私、思うものがありまして資料を持ってきました。

私、自分の中で、和歌山県が一番最初にこの淫行処罰条例を制定してから56年ぐらいの年月があつて、もちろんさっきご意見がありましたように、幾つかの改正を得ながら発展してきたものなんですけれども、多分、その50数年前の時代は、女性の権利というものはおそらくそんなに大きなウエイトを占めているものではなくて、緊急処置的に女性を救済する、被害者を救済する、その目的のためにつくられた割合が大きかったのではないかと思います。

時代が進んで、21世紀における国際人権法の役割というような講演会も開催される時代になりました。その講演会では、女性差別撤廃委員会の活動を例としてのお話がありました。その中の最後に書いてあることなんですけれども、どこの国でも人権侵害があつて、どこの国にも女性差別があるということなのです。しかしながら、いわゆる人権先進国と人権後進国との間には大きな差ができております。その差はどこから来るのかということを見ていきますと、結局、先進国では人権侵害があつても、被害者は最終的に司法によって救済されるのですという文言がとても心強く思いました。この人権教育、これを学力としての性教育、それから別のものを発展させる包括した条例、そういうも

のを含めて改めて女性差別撤廃、これに人権というものを中心に置いた条例であってほしいと思います。

淫行であるのかどうであるのかという細かいことではなくて、これは差別、これは人権問題だというふうに大きな視野の中で捉えていただければ、こういう事例、事件、悲しいできごとに対しても対処できるのではないかと、そんなふうに思うのですが、いかがでしょうか。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

ありがとうございます。時間の関係もありがとうございます、まとめていただきたいと思いますが、ほかにご意見ございますでしょうか、どうぞ。

**【参加者・女性D】**

簡単に2つ質問させてください。

まず1つが、骨子案の2ページの4番に、子どもを性被害から守るための取組に係る者の責務、役割等とあるのですが、この(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の中に子どもが含まれないのはなぜですか。

もう一つ、先ほどからも、性教育の充実についてお話があるんですけども。学習指導要領の中では性交は扱えないことになっていますが、その人権教育、性教育の充実の中で、すみません、基本的施策の人権教育、性教育の充実、インターネットの適正利用の推進の中の文章の最後が全て「充実を図るものとする」と書いてあるのですが、どういう状態になったら充実が図れていることになるのかが不明確だと感じます。教員等に対する研修は、例えば1回でもした、教材を学校に配布した、それだけで充実が図れたと言えるのでしょうか。実際にどういう研修を実施するか、どういう教材をこの条例が通ったら配布するのかという具体例を出していただかないと、それが実際、性被害をなくすることに結びつくかを議論することができないと思います。早急に性教育の充実について具体的な施策を出してください。お願いします。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

ありがとうございました。ではもう一方どうぞ。

**【参加者・男性J】**

先ほど野見山先生がせっかく例を挙げていただいた、最初の中学の先生が子どもに対して行為をしたということに対しては、今回の条例では罰せられない事例になると思うんですけども・・・塾の講師ですか。実際、ああいう例が多いと思うんですね。だから本当は、あれは威迫とか困惑とか欺きがなくてというふうになってしまうと、本当はそういう例が意外と多いと思うんです。

本当はそういうものを罰するようなものがほしいと思うんですけれども、さまざま条例に関しては冤罪があるかという意見もありますから、それは妥協するとしても、やっぱり性教育も含めて、大人もそうですけれども、性というものに対するモラルが非常に曖昧というか低いといえますか、そういった道徳教育というんですか、性のモラルに関する道徳教育、こういったものをぜひ強化して、子どもももちろんですけれども、大人も含めて、そういう道徳教育をぜひ考えて進めていただきたいなと思います。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

ありがとうございます。大体、お手の挙がった方のご意見を聞いたかと思えますけれども、とりあえず、後でよろしいですか、すみません。後でちょっとご意見をいただきたいと思いますが。

それでは、今までご意見いただいたものの中で一つポイントとすると、性教育だとか、あるいは性のモラルに関する教育の充実、より具体的にどうしていくのかというご質問がありましたし、それから処罰規定に主眼が行ってしまっているというご指摘、さらには、県民運動ですとか教育だとか、相対的にもっともっと拡大しなければいけないんじゃないか、それを優先させるべきではないかというご意見、それから、人権という視点を中心というご意見もありましたし、それからワンストップ支援センターですね。これに関しては医療に関する対応をぜひお願いしたいというご意見もありました。それから、2ページの主体の中に子どもが含まれていないというご指摘ですね、そんなようなご指摘がありました。

こういった部分について、まとめてちょっと県のほうから回答をお願いしたいと思います。

**【次世代サポート課長 青木隆】**

性教育につきましては、会場のほうからもご意見ございましたように、学校現場では、文部科学省のほうで学習指導要領を定めております。教育委員会でもよろしいですか。

**【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

教育委員会の職員もまいっておりますので、教育委員会のほうの立場からお答えをお願いします。

**【保健厚生課長 林信一】**

教育委員会の保健厚生課長の林と申します。学校現場での性教育、性に関する指導のことのご質問をいただいております。

学習指導要領に基づきますと、ご質問でもありましたように、中学校では性交については教えられないということになっておりまして、それぞれの発達段階に応じた指導を

行うということになっております。必要な場合については個別の指導というものを挙げるところでございます。

それぞれの子どもたちに自分で決定すること、それから他者を尊重すること、適切な行動がとれる力を育てることということのために、では学校現場で具体的に教師がどういった授業を進めていけばいいかということについては、長野県教育委員会としてもより効果的に先生方が取り組めるように、いろいろな資料を作成しているところがございます。性に関する指導に関する手引きですとか、外部講師を活用した性に関する指導の実践事例、こういったもので、先生だけでなく外部の方も交えて、そういった発達段階に応じた授業ができるように進めるための手引きを作成している、で、活用してもらっているところがございます。

当然、先生方に対する性教育についての研修会も行っているところがございますし、先ほど知事からもございましたように、平成28年から、今年からは新規に採用になりました教員の皆様全員に、性に関する具体的な指導方法に関する研修も行うということで、進めようとしているところがございます。

#### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

よろしいでしょうか、それから、それ以外の部分、では青木課長のほうからお願いします。

#### 【次世代サポート課長 青木隆】

学校教育以外にも地域における性教育、人権教育の充実ということで、青少年育成県民会議を中心に、大人に対するもの、それから大人、それから子どもに対するもの、あわせて県民運動の中でも性教育、人権教育の充実というものを図ってまいるといことで今年度も計画しているところがございます。

それから、ワンストップ支援センターにつきまして、医療現場の力をぜひ入れてほしいというご要望でございますけれども、現在、検討しております7月を目途に開設するワンストップ支援センターでございます。

これは別に子どもだけではなくて大人も対象に、支援対象にしておりますけれども、これについては、当然、産婦人科医と医療現場のご協力がなくては立ち行きませんので、医療機関のご協力を得ながら運営していく想定になっております。

それから、人権を中心とした条例であってほしいというご要望もいただきました。性被害というのは人権侵害の最たるものであると考えておりますので、この子どもを性被害から守る条例の骨子案の中でも人権教育、これは性教育にあわせて充実を図っていかなければならないという考えでございます。

それから、また会場の中でいただいた中で、子どもを性被害から守るための取組に関するものの責務、役割等に子どもが入っていないのはなぜですかというご質問もござい

ました。守るための対象になっているということもあるわけでございますけれども、当然、この県民の中には、当然、子どもを含めた形で想定をしているところでございます。

それから、充実を図るといっているのはどの程度かということ。これは、あくまでまだこれは条例の形、その骨子案ということでございまして、ここにそれ以上のものをちょっと載せるといのは難しい面がございますけれども。昨年度から性教育の充実という中で、性教育、それから予防教育ですね、広くは予防教育という中で、高校の現場でキャラバン隊という形で、ネットの被害に遭わないようにというようなことで、全県立高校、それからご希望によりまして私立の高校ですとか、中学校にもキャラバン隊の派遣という、授業の中で予防のための教育の充実を図っておりますし、先ほど教育委員会の林保健厚生課長からもございましたけれども、教員の新規採用教員の充実ですとか、さまざまな形で教育の充実を図っております。

ただ、条例の形では個々に細かいものを載せることはちょっとできないということもございますので、今後、具体的にさまざまな取り組みを進めているところでございます。

それから、処罰規定は後回しにしたほうがいいのかというご意見もございましたけれども、これにつきましても、非常に限定的に長野県の条例骨子案でお示した処罰規定というのは、先ほど来ご説明しておりますように限定的なものにしていると。特に非常に曖昧な部分というのは最高裁判例の第2類型、子どもを性被害の対象でしか扱っている、いないかというのが非常に問題になってくるわけでございますけれども、それは除いている。また第1類型についても限定的にしていると。困惑、それから威迫も恋愛にはつきものではないかということもございましてけれども、壁ドンが全て威迫かという、ちょっと私は非常に疑問に思うわけでございますけれども、困惑も恋愛につきものかというのは、ちょっとそこら辺は見解の相違ということもあろうかと思っておりますけれども。

ざっとでございますけれども、ご質問等に対する回答とさせていただきたいと思っております。

#### **【こども・若者担当部長 轟寛逸】**

野見山さんのほうで先ほどお手が挙がりましたけれども、補足される部分がございますら。

#### **【野見山ナオミ氏】**

ありがとうございます。壁ドンについては、デートDVのご相談もよくお受けしますけれども、怖いと言われます。ですから、壁ドンはDVだと私はお伝えしています。

それから、本当に被害に遭っている人たち、子どもたちが現実に存在をしているとい

うことを念頭に置いていただけると本当にありがたいなと思います。まだ全然起きていなくて、ではこれから何をやっていくのかということを考えていただく場ではないんだらうと思っています。現実には起きている子どもたちを救済していただくためのものであるというふうに考えています。ですから、その中に処罰条例があつていいのではないかと思います。

本当に性教育は大事です。ですけれども、学校に行かれない子どもさんもいます。受けることができない子どもさんもいます。そういう子どもたちが、受けていないことで逆に責められるようなことになってはならないというふうに私は思っています。

それから、本当に声を挙げてくれる人たちは氷山の一角です。本当に本当に少ない人たちです。でも、県がこれを、こういうことはいけないことなんだよ、処罰に該当するよなことなんだよと示していただくことで、早期に子どもたちが声を挙げていただけるものだと私は思っています。そこに相談体制、聞く大人がいてくれれば、必ず子どもたちは早期に声を挙げてくださると思います。そうすると、先ほど事例でお話させていただきましたような、深い深い傷を負って生涯に影響を及ぼしていくようなことが減っていくというふうに思っています。そのことをぜひご理解いただけたらなと思います。すみません、ありがとうございました。

#### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。どうぞ、あとお一方だけ、すみません。

#### 【参加者・女性E】

動く保健室をやっている者です。2年前に退職して地域でそんなことをやっていますが、長い間、子どもたちとかかわってきています。

子どもに教育をすることに一番影響が大きいのは、私、さつき林さんという保健厚生課の方が言ってくれたその分野だと思うんですが、お話された中で、子どもたちに学習指導要領の中で性教育をやっていくことはちょっと難しい、発達段階に応じたというような平べったい言葉で答えてくれたんですが、手引きもつくっているし外部講師も呼んでやっていますと言いますが、私、学校に実際にいたので、そういう人が言ったほうがわかりやすいと思うんですが、外部講師を呼んでやるという、1年に一回ぐらい呼んで性教育をやりましたという学校がかなり多いと思います。

それから、手引きをつくっているということで私も見せてもらいましたが、その中に私たちサークルがつくり上げた実践も入っているんです。性交を教えられないような、ちょっと学習指導要領がはみ出るようなことはできないよみたいな考えで手引きをつくっている、その手引きというのはどのくらい使えるものなのかというふうに思うんです。

学校の先生たちというのは、10年くらい前に東京の養護学校、七尾養護学校というと

ところで、かなり人形を使った詳しい性教育をやっていた学校が、都議会の中で意見を出した議員がいたんですが、あんなことまでやり過ぎじゃないかというような事件があって、教材などを全部取り上げられてしまった事件があったんです。結果的に裁判をして、最高裁までいって勝訴にはなったんですけど、学校現場では、こういうふうな事件が起きたという脅しのことだけは伝えられているんですが、結果的に何年かたって大丈夫だったということは何も知らされていないので、教師たちは結構、萎縮しているんです。性教育も消極的です。中には、子どもの実態をよく知っている養護教員などを中心に頑張っている学校もありますが、600ぐらいある学校で、一体、どのくらいなのでしょうかといいものです。

覚せい剤の授業をやりましたかとか、飲酒の授業をやりましたかとか、そういう調査はとてたたくさん入るんですが、性教育、どういうところまでどういうふうに行っていますかということ、七尾養護学校の事件が起きたときはやりました。すぐ調査が入りました。だけど、今みたいにもっと子どもたちに、子どもたちのためになる性教育をやってほしいと願っている教師も少なくないんです。なので、学校でどこまでできているのかぜひ調査をしていただいて、何だこれしかできていないのかということであれば、その手引書だって見直さなければいけないと思う。もっと使えるものをつくっていかねばいけない。

私、タウンミーティング、前のときに、私たちサークルで、小学校で、中学校で、最低これだけは教えてくださいという手引きをつくりましたから、それも見てくださいと言ったんですけども、何も声がかかってきません。

ぜひ、その辺も保健厚生課の方たち前向きに、現実に学校の現場でもっといい授業ができるような、そういうふうにしていてもらいたいと思うんですが、よろしく願います。

#### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

今、性教育の充実の部分についてお話がありましたので、林課長のほうから改めて、さらに今後充実することについての考え方をご回答いただけますでしょうか。

#### 【保健厚生課長 林信一】

林でございます。今、貴重なご意見をお伺いしました。

この条例には、骨子にもございますように、学校等における人権教育、性教育の充実を図るというものの一つとして、いろいろな方策があろうかと思えます。先ほどは現状、取り組んでいることについて申し上げましたが、さらにこれを深めていくように、また検討してまいりたいというふうに思うところでございます。

#### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

具体的にこれからどういうふうに充実していくのかというところについては、十分ご意見をいただきながら考えていきたいというふうに思います。

時間も既に4時を過ぎましたけれども、これまでのところをまとめて、知事のほうからよろしいでしょうか。

### 3 知事総括

#### 【長野県知事 阿部守一】

予定の時間を大分超過をして、意見交換させていただいておりますが。いろいろなご意見いただいて、私ども県としての考え方もお伝えしてまいりましたけれども、ある程度、ちょっともやもやとしていたことが少しはわかるようになったという感じですかね。

まあ100%とはいかないですけれども、多分、スタートとのときに比べるといろいろなお話、ご意見が出て、私どもの言っていることが100%わかったとは言わないまでも、まあ県がどういうことを考えているかということは、一定程度わかっていたのではないかなというふうに思います。

前半、ちょっと罰則のところの特化した話になったわけですが、繰り返しますが、この罰則だけでやっていくということではない条例だということをまずご理解いただきたいと思えますし、教育の話で、特に性教育の話については、これは教育委員会としては学習指導要領を基本的に遵守しながらやらなければいけないという、かなり枠がはまっているというのも事実だろうというふうに思います。ただ、私はこの性教育の充実というふうに、これ条例に書く、先ほどどこまでやるかというお話がありましたけれども、この条例というのは、例えば毎年とか、あるいは5か年計画とはちょっと違うので、非常に漠然とした書きぶりにしかなっていないです。だから具体的に何かよくわからないというご質問が出るんだと思えますけれども。

しかしながら、これ条例に仮になれば性教育の充実、これ県としてしっかりやらなければいけない話になるので、逆にいうと、県民の皆さんが、いや性教育の充実というのは一体何をやっているんだという今みたいなご意見をどんどん出していただけますし、我々それを、いや、条例でこういうふうに書いてあるのにやっていないなんていう話はできないですから、それはしっかりやっていくことになります。

それから、先ほど学習指導要領、教育委員会は学習指導要領に縛られていますけれども、もう一つ、教育と同時に県民運動大事ですねと、私は申し上げてきていますけれども、まちの保健室をやっている皆様方の取り組みを初め、先ほども言った県民会議でも地域の皆さんに対する性教育、あるいは子どもたちへの性教育、これ、学校だけではない取り組みも既に始めています。ぜひこういう部分については、今までそれぞれ子どもたちに向き合ってきていただいている皆さんにも協力をいただいて一緒にや

りたいと思っていますし、そういう皆さんの活動を、我々県もバックアップしていくような形で、先ほどのひまわりっ子保健室みたいな話は、まさにそういう一環でありますので、ぜひ学校の取り組みをどうするかということとあわせて地域の取り組み、県民全体の取り組みをどうするかということもあわせて、対応をしていきたいと思っています。

あと、人権のお話をいただいて、私も大変重要なお話だと思っています。先ほど壁ドンみたいな話もありましたけれども、ある弁護士が書かれている本を見ると、例えば何で強姦罪、暴行また脅迫ということで条文上は書いてあります。だけど、判例、通説は抗拒不能、抵抗できない程度というふうになっています。これはその女性弁護士の方の認識では、かつてやはり、例えば法曹界、弁護士であったり、裁判官であったり、検察であったり、ほとんど女性がいない時代があって、やはりジェンダーバイアスかかっていたんじゃないかというようなご指摘もあります。そのことが、真偽は私はわかりませんが、しかしながら、どうしてもやっぱり男性、これ今回の被害者は男性も女性も両方、女性、男性の子どもも被害者になり得るわけですから。どうしても性差による見方の違いというもの、特に先ほどお話あったような女性の視点というのが本当に日本の中では、かつてはやはりあまり重視されてこなかったということはあるのも事実だろうなというふうに思います。

そういう意味では、これ女性の人権ということだけでなく、やはり男の人権、男の子の人権も含めて、やはりこの性行為の話は、先ほど申し上げたように、やっぱりお互いを大切にする。そして自分も大切にする。そういうことが基本になればいけないんだろうというふうに思っています。ですから、そういうことも含めて、先ほど道徳教育というお話もありましたけれども、しっかりと自分を大切にする、そしてそれと同時に相手のことも思いやりを大切にする。そういう社会にしていかなければいけないというふうに思っています。

あと、後半もさまざまご意見いただきましたけれども、教育の重要性、あるいは人権意識、そうしたご指摘をいただきました。我々そうした問題意識、しっかり受けとめさせていただきながら今後の取り組みを考えていきたいというふうに思っています。

一応、今、私のほうで皆様方から出ているご意見に対してお答えしましたけれども、大分時間も過ぎていますが、どうしても何かこれは言っておきたいという方がいらっしゃったらどうぞご発言いただければと思いますが、よろしいですか。

では特になければ、今日のタウンミーティングは以上とさせていただきたいと思いますが、私が締めてしまっていていいんですか。

#### 【こども・若者担当部長 轟寛逸】

では最後、私のほうでさせていただきます。どうもありがとうございます。

今日もたくさんご意見をいただきましたけれども、条例骨子案につきましては、4月

25日までパブリックコメントを募集しております。ほかにもご意見おありかと思ひます。パブリックコメントのほうにも多くのご意見をいただきたいと思ひますので、お寄せいただければというふうに思ひます。

いずれにいたしましても、本日、さまざまご意見ありますけれども、子どもを性被害から守る、あるいは子どもが性被害で苦しむことのない長野をつくるということについては、みんな同じ目的意識をお持ちの方々がお集まりだと思ひます。そのために県としても皆様方のご意見を伺いながら、一生懸命取り組んでいきたいというふうにお考えしております。

そんなところで、本日の意見交換、締めさせていただきますと思ひます。どうもありがとうございました。

#### 4 閉 会

##### 【広報県民課長 藤森茂晴】

参加者の皆様、ありがとうございました。

それでは、ちょっと事務局のほうから事務連絡を申し上げます。限られた時間の中でしたので、ご発言いただけなかった方も大勢いらっしゃると思います。ということで、封筒の中にアンケート用紙がございます。ご意見などを記入していただきまして、出入り口、出口のところがございます回収ボックスのほうにご提出いただきますようお願いいたします。

それでは、これをおもちまして県政タウンミーティングを終了いたします。長時間にわたりご協力いただきましてありがとうございました。気をつけてお帰りください。

どうもありがとうございました。